

平成 20 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 20 年 3 月 6 日 開会

平成 20 年 3 月 14 日 閉会



高 森 町 議 会

3 月 6 日 (木)

(第 1 日)

平成20年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成20年3月6日
午前10時07分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

4番 甲斐 直三君

5番 甲斐 廣國君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（9日間）

自 平成20年3月 6日

至 平成20年3月14日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 6日（木）	本会議	提案・説明・質疑・付託
3月 7日（金）	休 会	各委員会
3月 8日（土）	〃	
3月 9日（日）	〃	
3月10日（月）	〃	各委員会
3月11日（火）	〃	各委員会
3月12日（水）	〃	各委員会
3月13日（木）	本会議	一般質問
3月14日（金）	本会議	討論・採決

日程第 3 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 議案第 2号 町道の路線の認定について

日程第 5 議案第 3号 高森町後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 4号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

- 日程第 7 議案第 5号 高森町納税組合奨励に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 高森町朋遊館条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 8号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 9号 平成19年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 10号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 11号 平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 12号 平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 13号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 14号 平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 15号 平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 16号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 17号 平成20年度高森町一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 18号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 19号 平成20年度高森町老人保健特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 20号 平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 21号 平成20年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 22号 平成20年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 23号 平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 24号 平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 25号 高森地区簡易水道施設省エネルギー事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 26号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について
- 日程第 29 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長	藤本正一君	教育長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	桐原一紀君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時07分

-----○-----

○議長（三森義高君） お待たせをいたしました。会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成20年の第1回定例会を開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとご多忙の折、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げるところでございます。

今年の冬も暖冬かと思われましたけども、年が明けてきまして、特に、2月におきましては、連日の寒さ厳しい冬となっております。そのような中で、議員各位におかれましては、ご壮健のご様子で、安心をいたしたところでもございます。

さて、平成20年度予算をはじめ、各般にわたる議案のご審議をお願いするにあたり、所信の一端を申し上げたいと思います。

私も昨年4月の統一選挙におきまして、住民の付託を得て、町長として2期目の当選をさせていただきました。早1年が過ぎようとしております。この間、町議会をはじめ、町民の皆様方に温かいご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして、町政が順調に進展しつつありますことに対し、心から厚くお礼を申し上げるところでございます。

昨年は、高森町町政50周年という節目の年を迎えたところでございますが、今日の郷土繁栄の基盤を築かれた幾多の先輩諸侯のご功績と筆舌には尽しがたい苦難とご努力に対しまして、改めて敬意と謝意を表するものでございます。

私といたしましても、心新たに、我が郷土高森町を愛し、歴史と伝統を守り、自然を大切にしながら、少子高齢化が進む中、若い方々の定着を図り、真に住み良いまちづくりのための総合計画に基づき、自然、環境、福祉の諸政策を進めているところでございます。

役場横の工業団地におきましては、現在、青山製作所様の増築工事が始まっているところでございます。本年の夏がオープンだと聞き及んでおります。できる限り、本町の若い方々が勤められることを希望するところでもございます。

また、昨年は、11月に実施いたしました南阿蘇鉄道におきますDMV導入実証実験区間での走行安定性等のデータ収集のための走行試験では、すべての項目でクリアをし、今年3月20日から22日までの3日間、日中時間帯でのDMV運行計

画がなされ、地域の周回ルート、また観光周遊のルートによりまず実証実験が行われることになっております。議員の皆様にも一般試乗をお願いをいたしたいと思っておりますので、後ほど、ご意見を賜りたいと、そのように思っております。

次に、本町と阿蘇市を結ぶ最短のルートでございます仮称、阿蘇縦貫道日の尾峠線主要地方道昇格についてでございますけれども、ここ数年来、阿蘇郡町村会、または熊本県町村会におきましても、議題として採択をなされ、国・県への要望をいたしているところでございます。現在、この実現に向けまして、鋭意努力、また陳情活動を行っています。昨年は、衆議院議員の坂本先生にも現地を踏査をしていただきましたし、本年1月15日には三森議長と共に、衆議院議員江田先生への陳情もいたしているところでございます。この道路が整備されることにより、阿蘇南部のみならず、九州横断自動車道延岡線との連絡等により、県内はもちろんのこと、県外各都市への移動時間が短縮され、地域住民の利便性、そして改善、そして産業・経済・観光・文化等の発展に多大な効果が期待できると確信をいたしているところでございます。今後とも、この実現に向け、努力をしていく所存でございますので、議員の皆様方のご協力を重ねてお願いを申し上げます。

さて、日本の政治経済の状況は、前年度に引き続き、厳しい状況にあると言われておりますが、平成20年度地方財政対策の概要を見てみますと、規模といたしましては、本年度に比べて0.3%の増、83兆3,900億円と7年振りの増加となっております。しかしながら、地方再生対策費を除きますと、1,400億円の減で、規模といたしましては0.2%の減となります。

一方、地方自治体に最も関係のございます地方交付税は、15兆4,100億円で1.3%増が予定されておりますが、示された市町村個別算定経費に用います単位費用が軒並みに減額となっております。

先に申し上げましたように、地方再生対策費を地方交付税に算入され、交付されることから、本町の交付額は普通交付税、ベース前年比で0.53%の減という試算結果となっております。

なお、国の本算定会議が7月になっておりますので、明確な判断はできませんが、このようなことからしてプラスの要因は考えられないというところでございます。

また、三位一体改革の柱でございます税源移譲につきましても、個人町民税所得割の減少等から客体数が少ない自治体におきましては、これまた、プラスの要因は考えられませぬ、歳入においても、地方交付税並びに町税の伸びも期待できないとい

うのが現状であろうかと、そのように思っております。

次に、指定管理者制度でございますが、今回、高森町観光交流センター並びに奥阿蘇特産品加工場につきましても、本年の4月からそれに移行するというのを目指しているところでございます。指定管理者の選定に当たりましては、経費の節減効果も1つの重要な要素であります。何よりも公の施設の設置目的に沿った施設運営がなされ、利用する町民に対するサービス水準が最も重要であろうかと、そのように判断をいたしております。

今後とも、自然と人が生き生きと輝き、心豊かで活気あふれる夢と希望に満ちた郷土高森の構築を目指して、最善の努力を尽くしていくつもりでおります。皆様方のご理解とご協力を心から切にお願いを申し上げますところでございます。

また、本年は、高森町総合計画策定の年となっておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げますところでございます。

つきましては、本定例会に上程いたします議案は、人事案件1件、条例案件7件、予算案件15件、その他の議決を求めるもの3件、合わせて26件をご提案を申し上げます。

以上、平成20年度を迎えるに当たりまして、所信の一端を述べましたが、議員各位のご理解とご指導を重ねてお願いを申し上げますところでございます。

申し上げました26件の議案につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、何とぞご賛同いただきますよう、お願いを申し上げ、本議会の招集に当たり、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（三森義高君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成20年第1回高森町議会定例会を開会します。

なお、教育長 渡邊哲郎君からは、公務出張の旨、届出がっておりますので、報告します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番 甲斐直三君、5番 甲斐廣國君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。

議会運営委員会に付託されました、今議会の会期の報告をいたします。議会運営委員会に付託されました平成20年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月6日から3月14日までの9日間と決定をいたしております。以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月6日から3月14日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三森義高君） 日程第3 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご提案を申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員であります高森町大字下切1175番地、工藤政満氏は、2期6年間にわたり、本町税務行政にご尽力、またご協力をいただいておりますが、その任期が本年5月11日をもって満了するために、さらに同氏を再任いたしたくご提案をするものでございます。同氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、固定資産評価審査委員会委員として適任者でありますので、地方税法第423条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

どうか、速やかにご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 町道の路線の認定について

○議長（三森義高君） 日程第4 議案第2号、町道の路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。

議案第2号で提案いたしました町道の路線の認定について、ご説明申し上げます。

町営住宅下町A団地と下町B団地間の道路を住宅係で管理しておりましたが、今回、まちづくり交付金事業として、下町山王園線の一部と住宅道路を整備するため、町道の認定をお願いするものであります。

路線番号205号、路線名、下町AB団地、認定区間は、起点下町A団地の高森町大字高森字町中1331番地地先から終点下町B団地の高森町大字高森字町中1376番地1地先の総延長140メートルです。

町道の路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案するものであります。

以上、提案説明いたしましたので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

今出ました下町A・B団地の道路についてちょっとお伺いいたします。

これの間には、ちょっと個人の土地が少し入っていると思いますけど、その土地が今後、どのようなふうに町としては考えておられるのか、聞きたいと思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 個人所有の土地が4名か5名程度おられると思います。

用地交渉についても、今から行いますので、今後、協力をしていただいて、早期に用地買収を行い、測量をして、実施したいと思います。

以上です。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） この道路は、私もちよくちよく通っていますけど、急々、いろんな事態が発生した時は、狭くて、私も前々からこの道はどうにかならぬかなと思っていて案件でございますので、一生懸命努力されまして、お願いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 高森町後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第5 議案第3号、高森町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

議案第3号で提案いたしました高森町後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、現在の老人保健にかわり、本年4月1日より新たに始まります後期

高齢者医療制度の中で、高森町が行わなければならない業務について定めるものでございます。

ご存じのように、この制度は、熊本県内のすべての市町村が加入する広域連合を事業主体として発足し、運営しますことから、第4条の保険料の納期を除き、同文議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 4番 甲斐でございます。

ちょっとお尋ねをいたしますが、この後期高齢者医療に関する条例ということで、この議会に提出されました。この制度につきましては、前からある程度は説明を聞いていたところでございますけれども、福祉課長さんの方に聞きますと、大体ならば12月議会ごろに提出していただきまして、その旨を75歳からの高齢者に対する説明ということでしたらということでございますけれども、今、本町におきます高齢者の方々の、これは4月1日からされるようございまして、保険料の関係も随時されているものと思っておりますけれども、その点につきまして、ちょっと課長さんの方にお聞きいたします。

納得をされるような形で説明をされておられるのか、今後、また、保険料に係ります医療制度が、医療制度と言いますか、どのようなあれがありますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） お尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

ご存じのように、この制度が、本来、お話のように12月議会ぐらいでご決定いただいて、住民の皆さん方に周知する期間というのがあればよかったです。先ほども申し上げましたように、この制度は高森町が独自にする制度ではございませんで、日本全国一律に発足いたします。国会審議が非常に遅れておりまして、国の決定が遅れたということもございまして、私どもの方にお示しいただいたのが、2月に入ってからということもございまして、この議会に提案をさせていただくわけでございます。

それから、試算について、住民に周知をしているかというお話だと思いますが、このような非常にわかりやすく要約をいたしまして、各家庭にすでに回覧で配付をいたしております。回覧じゃなくても、各家庭に1枚ずつ取っていただくという

ことで、保険料等については、今後、それぞれのご家庭によって、額が違ってまいりますので、また、わかりやすく周知をしていきたいというふうに考えております。

それから、あらゆる機会を捉えて、私の方でも出向きまして、サロン事業等も行っておりますので、そういう方がお集まりになる場所におじゃまをいたしまして、できるだけ詳しく説明をするようなこともいたしております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第6 議案第4号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

議案第4号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についての提案理由をご説明いたします。

本条例改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律、いわゆる教育三法というのが大幅な改正をなされまして、その中の学校教育法が、これまた大幅に改正をなされております。その中の第9章、大学に係る条文の条番号が繰り下げられておりまして、関係いたします条番号の整理を行ったものでございます。条文の改正はなされてございません。

以上、ご説明いたしました。慎重ご審議いただき、ご決定賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 高森町納税組合奨励に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第7 議案第5号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 桐原一紀君。

○税務課長（桐原一紀君） おはようございます。

議案第5号、高森町税条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

ご承知のとおり、納税組合に対する奨励金の交付につきましては、納税に関する納税意欲の向上と納税等の完納を図ることを目的として、これまで約30年間にわたり奨励金を交付してまいりました。しかし、この組合に対する奨励金の交付につきましては、税法の趣旨に反し、妥当性を欠くとの旧自治省の見解でありまして、したがって、奨励金を手数料と改め、条例の改正を行うものでございます。合わせて、支給率の100分の3を100分の2に改正するものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますよう申し上げ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 3番 田上です。

ただいまのご説明によりますと、旧自治省の見解というようなことでございますけれども、その中で、今、納税組合を通じての納税のパーセント、あるいは、かわ

ります口座振替等の割合比率と、今回100分の3を100分の2に改めるという
ようなことでございますけれども、昨今、プライバシーの侵害というものが大きな
社会的な問題になっているかというふうに思いますが、今後、この取り扱いについ
て、どのようにお考えか、今後、どのようにしようかとするという方向性があれ
ば、お伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 税務課長 桐原一紀君。自席からの答弁を許します。

○税務課長（桐原一紀君） 現在、納税組合数は118組でございます。この中で、以
前は、129ですから、約10組合ほど減少しておりますけれども、今回、この改正
に先立ちまして、納税組合長さんあてに1月31日付けの文書で、納税組合の取り
扱いということで、全組合員さんが最終納期限内に完納いただいた場合に奨励金を継
続して交付するというので、文書を流しております。

本来なら、全組合長さんを集めて、ご討議を願って行いたいところでございま
すけれども、旧自治省の見解ということで、違法であるということでございま
すので、差し当たり、手数料と改めて、今回、支給したいということでございま
す。

今現在、20年1月29日に決済をいただいておりますけれども、一般完納奨励
金は118組合の中に、金額といたしまして362万5,500円、それから、国
民健康保険税完納奨励金347万7,100円、合わせまして710万2,600円
を支給しております。その他に、組合長さん手数料といたしまして45万8,60
0円を支出しております。

口座振り込み等の件数はまだ把握しておりませんが、これによりまして、
1%下げることによりまして、約180万程度の減額ということになります。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） もう1つ、今お答えが漏れておったかと思えますけれども、こ
れ、納税組合で納入しますと、先ほど申し上げましたプライバシー等の問題が出て
くる可能性も大きく今後あるんじゃないだろうかと、今、社会問題になっておりま
すので、そこら辺が、今後方向性があれば、お伺いしておきます。

○議長（三森義高君） 税務課長 桐原一紀君。

○税務課長（桐原一紀君） すみませんでした。実は、納税組合長さんが毎年替わられ
るところもございまして、町の方から納付書を配付してお願いするわけございま
すけれども、その中で、個人的に納付書の金額がわかるわけでございます。その中
で、今、個人情報保護法ということで、「あそこのうちはうちよりも立派な家をし

ているのに、金額が安い」とか、そういうことが現在、ちらほら伺っております。そういう関係で、個人情報保護法の関係もありまして、できましたら、なるべく口座払いの方に今後はやっていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） これで審議を終わります。質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、総務常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第6号 高森町朋遊館条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第8 議案第6号、高森町朋遊館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第6号で提案いたしました高森町朋遊館条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正案は、第3条及び第4条で朋遊館に併設いたしております温泉施設の運営につきまして、休館日及び開館時間を条例から規則に委ね、経費面からもより効率的に運営できるようにするものでございます。もちろん、条例でもそれぞれの条項に町長の裁量権がうたわれておりますが、年末年始や季節による開館時間などを協議の上、規則で定めることといたしております。

ご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第7号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

- 議長（三森義高君） 日程第9 議案第7号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

- 産業観光課長（後藤正三君） 議案第7号で提案しました高森町観光交流センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次に掲げる3項目について、議会の議決を得る必要があるために提案するものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする対象施設の名称としましては、高森町観光交流センターです。次に、指定管理者となる団体等の名称は、高森町観光協会会長、堀 健祐氏です。また、指定の期間としましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間となっております。

なお、指定管理候補者の選定につきましては、2月22日に選定審査会を開催し、応募された1件について、総合的に判断した結果、指定管理候補者として適切であるとの意見を尊重し、今回提案したものであります。

以上、議案第7号についてご説明申し上げましたとおりでございます。審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます、説明といたします。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第8号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 日程第10 議案第8号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 議案第8号で提案しました高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本議案は、議案第7号と同様に、地方自治法第204条の2第6項の規定により、次に掲げる3項目について、議会の議決を得なければならないため提案するものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称としましては、高森町奥阿蘇特産品加工場であります。次に、指定管理者となる団体等の名称は、有限会社ヴルスト阿蘇取締役、中村敏治氏です。また、指定の期間としましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間となっております。

なお、今回の指定につきましては、平成19年第4回定例会で議決いただきました加工場条例の一部改正に基づき、町において、総合的に判断した結果、指定管理候補者として適切であるとの意見に達しましたので、今回提案いたしました。

以上、審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第9号 平成19年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第11 議案第9号、平成19年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第9号でご提案を申しあげました平成19年度高森町一般会計補正予算案について、ご説明を申しあげます。

今回の補正は、平成19年度の最終補正でありますので、歳入全般にわたりまして収入の確保を図りまして、歳出においても不用額を極力抑えるため、科目全般にわたり補正を行うものとし、財政状況が今後なお一層厳しい状況が予想されるために、その財源として基金の積立を計上をいたしております。

今回の補正予算は、総額で4,112万4,000円の増額となり、これを現計予算と合算いたしますと、歳入歳出それぞれに39億9,972万5,000円となります。

それでは、ページ数から申しあげます。6ページの第2表に債務負担行為補正につきましては、高森町職員の不服申し立て事案処理に必要な経費の期間を採決に至るまで、及び採決後精算の日までとし、限度額は当該期間における経費の合算額といたしております。また、今回、限度額を表示いたしておりませんのは、審理の展開が予測できないことから、また、経費につきましても、予測できないことによるものでございます。なお、限度額を表示しなかったことにつきましては、地方自治法施行規則第14条に基づく予算の調整の様式の中に、債務負担行為の備考2、限度額の金額表示が困難なものについては、当該欄に文言で記載することができるとの例にならったものでございます。

次に、債務負担行為の変更につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム導入に係りますリース金額について、見積入札により補正前の限度額837万円を765万円に減額するものでございます。

7ページの第3表の地方債補正の変更につきましては、各事業の実績に伴います限度額の補正であります。

以下、歳入予算の主なものについて申しあげます。

10ページからの町税につきましては、町民税・固定資産税・軽自動車税・入湯税の現段階での収入見込額を計上いたしております。なお、町民税の個人分につきましては、所得の減少により減額補正をいたしております。自主財源である地方税におきましては、今後とも徴収率アップに努め、収入の確保を図ってまいります。

また、11ページの地方交付税におきましては、普通交付税の決定額との調整をいたしております。

分担金及び負担金につきましては、各事業の確定見込みによりますそれぞれの調

整を行っております。

12ページの使用料及び手数料につきましても、調整を行っているものですが、その中で商工費使用料の湧水トンネル公園使用料につきましては、昨年の梅雨前線また豪雨等の影響によりまして、来場者数が減少したことにより、減額補正を行っております。

13ページの国庫支出金の国庫負担金につきましては、各事業の確定見込みによりそれぞれの調整を行っておるものでありますが、その中で、児童福祉費負担金は、高森保育園に措置する1歳未満児の増加により増額となっているもので、保険基金安定負担金につきましては、国民健康保険運営に係る国の負担金が増額となっております。

また、教育費国庫補助金の地域住宅交付金につきましては、草部コミュニティーセンターの建設に伴います草部僻地集会所並びに草部保育園の解体工事事業に係る費用の減少による減額を行っております。

14ページから15ページの県支出金の県負担金及び県委託金につきましては、各事業の確定見込みによりそれぞれの調整を行っております。

17ページの雑入の内、1,214万4,375円につきましては、阿蘇広域事業組合が行ってございました検診業務が今年度をもって終了することになりましたので、この事業基金を精算をいたしております。

18ページの町債につきましては、現在の各事業債の許可見込額によります調整をいたしております。

以下、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

歳出予算全般にわたる人件費につきましては、給料、手当額、共済掛金等の最終見込み並びに後でご提案申し上げますけども、人事院勧告に基づきます必要となる所要の経費に係る補正を行っております。

また、19ページから、各事業に必要な経費の最終見込みにより、歳出予算全般にわたり、主に減額補正を行っております。

23ページの企画費の地方バス路線維持補助金につきましては、住民の方々の重要な移動手段である町民バスの運行のために、112万2,000円の増額をいたしております。

28ページの民生費の後期高齢者医療事業費につきましては、平成20年度から運営が開始されます後期高齢者医療制度発足に必要なシステム改修の経費を補正をいたしております。

29ページの国民健康保険事業費の繰出金は、医療費の増額見込みによります国民健康保険特別会計への追加支出分を計上いたしております。

30ページの児童福祉施設費の扶助費につきましては、歳入にて説明を申し上げましたとおり、高森保育園に措置をする1歳未満児の増加による増額のものでございます。

37ページの土木費の道路新設改良費は、町道下町湧水館線等の事業費減額によります調整でございます。

また、38ページの住宅費につきましては、本年度の各工事費確定によります減額を計上いたしております。

39ページの常備消防費の負担金補助及び交付金につきましては、阿蘇広域事務組合の消防負担金の最終調整によります減額でございます。

45ページの社会教育施設費の工事請負費につきましては、先ほど、歳入の時にご説明申し上げました草部僻地集会所等の解体工事費用の減額による補正でございます。

46ページから47ページの災害復旧費につきましては、道路災害、農地災害、林道災害の各事業費確定によります補正を行っております。

48ページの基金費につきましては、これからの財政の弾力的運用を図るために、財政調整基金などの積立を行うための予算を計上いたしております。財政調整基金におきましては、この9,639万2,000円を積立することによりまして、平成19年度の3月補正後の現在高は約2億6,400万円となる見込みです。なお、他の基金につきましては、基金利子相当分を計上をいたしております。

平成19年度も年度末となりましたので、最後になりますが、今後も予算の執行には万全を期し、限られた予算で最大の効果が上げられるように、なお一層の事務事業の効率化を図りながら、健全な財政運営に心がけてまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、今回、提案をいたしております補正予算について、その概要をご説明を申し上げましたが、ご審議をいただき、ご決定を賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 3番 田上です。

ただいまご説明がありました債務負担行為補正の件でございますけれども、事項

の中で、高森町職員の不服申し立て事案処理に必要な経費というふうにうたわれております。これとこれは、これからおそらくこの前の弁護士の着手金等に係る件だろうというふうに思っておりますけれども、万が一、これは、職員の方々もいろんな不服申し立て、認められますと、また、それに対する補償費なり、いろんな部分がここに入ってくるのではないだろうかというような思いもいたしております。

それと、金額については、経費でなからんとわからんというようなことでございますけれども、これ、金額も法的には認められているというようなご説明がありました。これにつきましては、期間も設定がない、金額もないというようなことで、町民に、これ、公開された時に、町民に理解が本当に得られるんだろうかという思いがしてならないわけでございますが、ましてや、私達も議員にならせていただきます。1年経って、後3年でございます。期間の設定もないというようなことで、これを公正に、私達がこれを承認していいんだろうかという思いがいたしておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。自席から答弁を許します。

○総務課長（岩下健治君） これにつきましては、前回の議会終了後等、大変議員の皆様には追認という形をお願いをいたしまして、ご迷惑をかけておるところでございますけれども、それを受けまして、今回、債務負担行為の補正ということで追加を上げておりますけれども、実を申しますと、昨日、第1回の口頭審理が行われております。議員さん、傍聴に来られた方もいらっしゃいましたので、内容等につきましては、わかられるんじゃないかと思っておりますけれども、この期間限度額がわからないということで、いわゆる地方自治法施行規則第14条の規定を使って、債務負担行為を上げたということでございます。

先ほど、金額の件ですけれども、後の人事院によります採決が行われた後のさっきおっしゃいましたどちらが、言い方が悪いかも知れませんが、勝つか負けるかというお話かと思っておりますけれども、その費用は想定をいたしておりません。当然、弁護士費用と熊本県人事委員会に係る経費ということで、ここに上げさせていただいております。その後の補償費とかは債務負担行為ということじゃ、上げられるようなことじゃありませんので、その件につきましては、ご理解をいただきたいと。

昨日も第1回の口頭審理開かれましたが、後6名の方が相手方の承認として申請が出されております。2名ずつやりますと、後3回の口頭審理が開かれると

いうこととございますので、それも昨日、審理長の方から次回は7月だというような申し出が、それを早めてくれないかということでございました。7月というのを早めてもらえないかと申立人側の方がありまして、今日、ファックスで4、5の日程で都合のいい日ということで、調査がまいております。

そういうこともありますので、とにかく、19年度中には裁決に至らないということで、20年度にずれ込むのは必至でございます。そういうことで、この債務負担行為の補正の追加を上げさせていただいたところでございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） これを見ますと、私が無知なのかもしれませんが、これを見ますと、町民の皆さん方、これ、反応として、請求されたしこはいくらでも出すと、期間は何年でも出すというような受け取り方しか私はされないんじゃないだろうかというふうに思えてならんのですが、私のそこ辺な、無知な部分でしょうか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） いつまでもということじゃないと思います。後3回口頭審理が開かれるということでございますので、2カ月ごとに開かれれば、後半年、それから、人事委員会の委員の皆さんの裁決に至るまで時間がかかっても8カ月ぐらいかなというふうに思っております。

人事委員会につきましては、いわゆる文書のやり取り、証拠書類等の、そういうやつを相手方にやったりとかというコピー代とか、人事委員会の人事委員さんを招集する分の経費ということで、請求があるということでございますので、これは、昭和35年に、熊本県人事委員会に委託をした時に、人事委員会を持ちませんので、町の方で、ほとんどの町村がそうでございます。その時に、その経費というものは、経常経費ですと、当然、予算の中に上げております。いわゆる不服申し立て等の経費につきましては、その都度、その都度、人事委員会の方から自治体の方に請求があるということでございますので、予算内にお尋ねしましたがけれども、その費用がわからないと、まだ、昨日、第1回の口頭審理があったばかりでございますし、その費用もわからないということでございますので、債務負担行為で上げるべきだということに判断をして、債務負担行為の追加ということで上げさせていただいております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 今のような説明であれば、20年度までぐらいにはというよう

なニュアンスかというふうに思いますが、であれば、弁護士の方から請求があった時に金額を上げた方が町民としても理解しやすいのではないだろうかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） この前、問題になりました弁護士の着手金について、それが継続をしていくということでございますので、負担行為で当然あげるべきだというふうに判断をいたしました。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

今のこの件で、私もちょっと、今、疑問に思うところがあります。住民より、確かに、職員の話についても、いろいろな話を私も聞いております。それについて、今、3番の田上議員が申されますように、金額もわからない、期間も何十年もかかるかわからないというようなことでございます。本当に、私達が今から議論せにゃならんというふうに思っているわけでございます。

その中で、今、総務課長が話されましたように、金額的にはわからない。後3回すれば、大体終わるんじゃないかというような話でございますけど、それが私達についても、3回で終わるとか、4回で終わるとか、私は思っておりません。それについて、もう少し、総務課長もはっきりした答弁をしてもらわんと、ただ、予算を組んでくれということでは、私達も納得がいかないわけでございます。その方面について、もう少し総務課長の方から。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 回数の方につきましては、人事委員会の方から第1回目は、私を証人として喚問と、第2回目につきましては、申請者2名を喚問と、3回目は、また証人申請してあります後2名を喚問と、4回目は、残りの2人を喚問と、申立人側の後6名が残っているということでございますので、期間につきましては、先ほど申し上げましたように、2カ月か3カ月でされても、20年度中には何とか裁決が出るんじゃないかというふうに考えております。

後については、承認申請が相手方もなされておられませんし、処分庁の町側、教育委員会側も承認申請いたしておられません、今のところは。それで、4回で口頭審理は終わると、現時点では考えておるところでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、総務課長が言われましたように、現段階では終わらないと

いうお話でございますが、現段階というのがどのぐらいの段階ですか。そこをもうちょっと少し。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 申立人側からも証人申請がなされていないということでございます。今後、おそらく、人事委員会の方と言いますか、審理機関の方では、今後、証人の申し付けを受け付けるのかどうかというのは疑問でございます。証拠書類等全部出し終わっておりますので、後は口頭審理のみということでございますので。以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

私も、今、2番さん、3番さん議員がおっしゃいましたように、無知でちょっとわからないことをお聞きいたします。多分、この債務負担行為というのは、後年にわたって支出を要するものだと思います。それで、これは、全然話は違いますけれども、総務課長の方から昨日の人事委員会の例の話が出ましたけれども、非常に私は無知で、率直に申し上げますけれども、どうしてあんなことまでして、同じ釜の飯を食った職員同士があんなことをしなきゃならないのか、非常に、私は昨日、傍聴しましたけれども、情けなく思った次第でございます。

一応、この件については、また、他のいろいろ議論する場もあろうかと思っておりますけれども、今、この6ページの債務負担行為の中で、今、申し上げましたように、後年にわたって支出を要するものということで、期間もないし、限度額もない、限度額の方は法で定められているという説明でしたけれども、この事項の中にあります事案処理に必要な経費、これ、はっきりどのような経費があるか、説明願いたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 弁護士費用と人事委員会から来ます必要経費ということでございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。

補正の中に債務負担行為の補正というようなことで上がっておりますが、議会を代表いたしまして、議長、私、できれば、こういう状態にならないうちに和解ができないかというような申し入れをいたしました。その方向性、それに努力をされたかどうか、口頭弁論、それがあってから、その結果を見てからということでござ

いますが、今後の対処の仕方、あくまでも、そういう争いの仕方をするのか、もしくは、今、先ほどから3名の方が言われたように、庁舎内であんまりごたごたしたらいかんというようなことが強く皆さん、要望されておると思いますが、できれば、何とか、いい方法が見出せるなら、その方に全力を尽くすのが本当だと思いますが、どういうふうを考えておられますか。総務課長。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 和解というお話ですけれども、この件につきましては、職員のいわゆる法的な権利によりまして、相手の方が人事委員会の方に不服の申し立てをされたものでございますから、地方公務員法に基づいてですね、その中には、町の方から取り下げとか、そういうのは前回もお話ししましたように、できないということになっております。そういうことですので、当然、向こうの審理を申立人側が求められているわけですので、それを私達は肅々と受けるしかないというふうに思っております。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 昨日、行かれた議員さんの話を聞くと、要するに、説明不足とか何とかじゃなくて、議会が議決したことに対して、相当厳しいお話があったようでございます。説明不足はありながら、その点で最終的に議決して、それはお宅達は説明を十分にしないで、委員会でもさんさんごうごうあった後で釈明をされて、そして、その結果は口頭弁論の中で、顧問弁護士の方からは議会で議決しておるじゃないかという厳しい言葉をいただいたということでございますが、非常に、私達は、議会側としては、憤りを感じておるわけでございます。内容説明は、お宅達が、こういう状態だから、こういう進行形にあるというようなことを委員会付託した中で説明を十分になさないまま、可というような、可決したというようなこと、結果がこういう状態が出てくるわけでございます。だから、あなた達の役目は、あくまでも、その委員会において、包み隠さず話して、それによって、議会側は判断するわけでございます。委員会の中で、それが結果的には、委員長報告となって、本会議で最終日にあるわけでございますが、その後で、要するに、内容について、詳細について、説明が足りなかったというような釈明をしても、そういうやつは法的には根拠がないわけですね。だけん、昨日の話を聞くと、行かれた方の話を聞くと、議会が悪いと、議決したことにおいて、非常に悪いというようなことですが、そういうことがなされるということは、これは、補正の中に入っていますので、委員会付託がございしますが、総務委員長はじめ、真剣に取り組んで、議会の

重さ、議会としての役目、これをぴしっと、今後、何事においても示していかねれば、大変な方向に行くんじゃないかと、強く思っているわけでございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

今、副議長からもお話がありましたけれども、この案件について、やっぱり議会在前々議会の時ですかね、弁護士費用について、議会が認めておりますので、こういう形でないと、提案ができないというのが、議会運営委員会でも、これ、取り上げて審議した内容でございますけれども、自治法に則って、されているというふうに思っております。

それで、いろいろ町民の反応、私もさんさんごうごう聞きます。今、非常に財政厳しい町村なり、県なりありますし、財政上、破綻するような町村もあります。そういった状況の中で、一生懸命、町民のために闘っておる職員もたくさんおられます。まだ、高森の職員は少し甘えておるんじゃないかという意見もたくさんあります。議員さん、しっかりしてくれよと、この改革について、私は、前総務委員長の時に、非常に改革を進める上で、いろいろ審議をし、また、特別委員長もしましたけれども、最後の報告で、職員の皆さんにも私も説明をしたつもりであります。

しかしながら、こういう形で現れてきた、その原因は、やっぱりいろいろあると思います。追求すればですね。しかし、もう少し双方、町民のために考えてほしいなど、そして、さっき副議長が言われましたように、執行部としても、町長さんでもありますね、それなりに町民との対話を持っていただいて、何とか、裁判まで持っていないで和解で、これが片づくというような方向が、これ、裁判いつまでかかるかわかりませんので、今始まったばかりであります。途中でも和解はできるわけがありますから、一日も早く、こういうものが解決できるような方向を、私は探してほしいというふうに思っております。

この議案については、法的に、こういう形でないと、全く、裁判費用がいくらかかるかわからん、日にちもわからん形で、いくら出せなんの言うたっちゃ、執行部も出せないだろうというふうに思っておりますので、これは、仕方がないと思いますが、そういう努力をしていただきたい。一日も早くしていただきたいというふうに思っております。

それで、さっき言いましたように、人事異動とか、そういうものが絡んでこういう形になったんじゃないかというふうに思っておりますけれども、改革する時は、

お互いがやっぱり傷みをわけんとできないというふうには思っております。そういうことで、内容については、これ以上申し上げませんが、一日も早く和解で解決ができるような方向を探っていただきたいと、しっかり努力をしていただければというふうをお願いをするところでございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。答弁をお願いします。

○町長（藤本正一君） 大変、議員の先生方にはご心配をおかけいたしているところでございます。当然、昨年3月議会の議員の皆さん方の議決を得まして、改革を行うということで、6月1日に改革を行いました。その前に、いろんな議員の皆さん方も約1年半にわたりまして、改革についてはご相談を申し上げてきましたし、私自身も職員に命じて、大体、課長補佐さんという感じで13、4名の方々に1年間にわたって、高森町にふさわしい改革は何が一番いいかと、十分機会があるたびに、よそのまねはだめですよと、町にふさわしいやつを出してくださいということをお願いして、約1年間、13、4回かたつたろうと思いますが、私はそれには参加いたしておりませんが、お聞きをし、そして、また議員さんの方々にもお話をし、一番、今、町が必要なことということでお願いをして、議決をいただき、改革をいたしたということでございます。そのことに関して、何ら、私は自分自身は皆さんのご協力のもとにできたと、そのように思っております。

ただ、一つだけ、皆さん方、考え方が少し私と違うところは、どこの一家でもそうでございますけれども、不足はございます。確かに、痛手もございまして、リスクもございまして。そして、いつも、この前も、8番議員からも言われましたが、もっと早く仲良くする方法を考えなさいという指示も受けておりますし、また、私もこれが決してベストとは言えませんよと、いい機会の時は、直しましょうと、勇気持って公言したから、それをしていかにやんという法律はございませんから、公言しても、直さないといけない時は直さないといけない、それは十分わかっております。しかしながら、今、総務課長が申しましたように、訴訟の方は、不服申し立ては職員の方から人事委員会に行っておりますものですから、うちから出たものではございませんものですから、どのような打ち合わせができるものかというのは、まだ、今のところはわかっておりません。ただ、人事委員会の不服申し立ての裁決、不許可かわかりませんが、そのことができれば、そのことには従いたいなど、そのように思っております。何年もかかるんじゃないかというお話でございしますが、人事委員会さんも、職員の方、またうちの答弁者も呼んで、交互に、今

聞かれておりますから、それが4回か5回、まだちょっと報告、昨日のことですから、今朝まで報告は受けておりませんが、その報告は4回になるのか、5回になるのか、それはちょっと私もわかりませんが、その他については、債務負担といえますか、結局は、先ほど、1番議員がおっしゃいましたように、後年にわたり支出を伴いますよと、負担が伴いますよと、当然のことだからと、そのように思っております。ただ、決して、その結果が出てから、それはいや、それはできんと、悪いやつは次から次、また裁判ぞと、そういうふうには、私、決して考えておりません。ただ、この結果は、踏まえるべきだろうと、そのように思っております。

これが、今の心情でございます。大変、皆さん方に、職員のこと、またいろんなことでご心配かけておりますけども、やはり、ここは乗り越えなければいけない問題じゃなかろうかなと、そのように思って、今、改革に取り組んでおります。その結果が、今回の平成19年度、20年度と、そのような予算編成がなされているのも、やはり、子や孫にも、余分なことですが、子や孫にも借金を残さぬよう、8億円戻して、4億円しか借りられない、本当に苦しい時、今度は8億円戻したから、8億円貸してくださいと、泣いて訴えるございまして。しかしながら、ここは皆で我慢する時は我慢せにゃいかんなど、それが、本心でございます。決して、裁決が出て、そのことが不満で、また次に持っていこうと、そういう気持ちは毛頭ございません。それについては従うつもりでございます。

○議長（三森義高君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。11時35分から行いたいと思います。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長の方から訂正の申し入れがあつておりますので、発言を許します。税務課長 桐原一紀君。

○税務課長（桐原一紀君） 先ほど、議案第5号で提案説明いたしました、私の方が税

条例の一部改正ということで、提案説明いたしましたけれども、高森町納税組合奨励に関する条例の一部ということで、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（三森義高君） それでは、意見を求めます。他にございませんか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。

追加で出ております債務負担行為で、各議員さんそれぞれ意見が出ておりますけれども、非常に、私もこの点につきましては、非常に残念に思っております。9月の議会で申しましたように、一日も早い解決を願うわけでございますけれども、貴重な税金がこういう形で出ていくわけでございます。非常に財政上、厳しい中で、多くの住民サービスも削りながら、予算を作っておられることとございますけれども、そういう中で、こういう形で、税金が出ていくということは、非常に残念に思っております。

この債務負担行為が、本当にこういう形でいいのかということは、これは、当然、委員会付託になりますので、委員会の中で掘り下げて検討をしていかにやいかんのではないだろうかと思っておるわけでございます。

不服申し立てにつきましては、昨年3月の定例議会で、条例改正という形で出ております。これは、特別委員会で、いろいろ検討され、そういう形の中から出てきた町一般職員の給与に関する条例についての改正案だと思っております。その中で、級別職務分類表というものがありますけれども、その部分について、不服申し立てがあったものだろうと思っております。

これは、3月の定例議会で、この件につきましては、異議申し立てと申しますか、議員の中から動議が出されまして、3人の議員から動議が提出され、この分類表の一部手直しと申しますか、そういう形で出ているわけでございますけれども、それも否決をされまして、3名の議員それぞれ改選後、この議場に帰ってきておられませんけれども、そういう形の中で、その後、不服申し立てがあったものだと思っております。議決をしております。非常に議決は重うございます。ですから、議会にもそれなりの責任というものもあると思っております。しかしながら、これは、町執行部も、そして職員の方々も、議会も、一つになって解決の方向を探っていかなければならないと思っておるわけでございます。

昨年、議長、副議長が町執行部の方に申し出があつておると思っております。一日も早い解決を願いたいということであつておりますけれども、議会もそれなりの責任を負う以上、やはり、職員の方々も取り下げと、執行部から取り下げるとい

ことはできませんので、職員の方々が取り下げるといって話し合いの場に付くことができますならば、議会の方もそれなりの中に入って、それなりの解決方法を探っていく方法もあると思うわけでございます。

町の条例ですので、いろんな不都合な点があるとすれば、それを改正するということもできるわけでございます。今、議会、議員の方から議案を提出することもできるようになりました。ですから、こういう形で、貴重な税金が出ていくということは、非常に町民の方々も非常に不信感を買う、そして、一番、困るのは町民の方々でございます。行政の役割というものは、住民サービスでございます。住民福祉の向上を図っていくということが、一番行政にかかる大きな仕事でございますので、町長、執行部におかれましては、そういう形で、一日も早い解決の方向を探るわけでございます。

先ほど、町長は、この裁決が出たならば、それに従うということでございます。裁決が出るまでには、どれだけかかるかわかりません。しかしながら、総務課長の答弁の中に、20年度内に裁決ができる可能性もあるということでございますので、そういう形で出ればいいんですけど、長引くということになりますと、非常に困るわけでございます。ですから、やはり、町執行部が議会側と相談しながら、解決の方法を探るといって方法もあるわけでございます。そういう形で、町長、どうか、一つ、考えていただきたいと思うわけでございます。当然、議会も責任があるわけでございますので、議会もこれに汗を流さなければいけないと思っているわけでございます。町長の考えを再度、お聞きをしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど、お話をしたとおりでございます。また、いろんな住民の方々も、町民の方々のご意見等もいろいろとお話を聞いているのも、私どもも現状でございます。私も、傷みを与えると言いながらも、議会の方もご存じのように、いろんな手当とか、そういうものにつきましては、現給補償をしながらやると、極端にいくら減ったというのではなくて、そういうこともやはり、一番生活が安定をすることが、自分の職場も大事にする、また、仕事もできるということですから、家が不安定ではやはり仕事も専念できないということですから、そういう意味も含めまして、いろんな諸問題を考えて、今現在は、現給補償をいたしているのも現状です。

それを含めて、よくわかりますから、不服申し立てについては、まず、ただ1回、昨日、あったわけでございますが、今後は、どのような形になるか、私もはっ

きりわかりませんが、今、総務課長のお話であれば、先ほど申したとおりであろうかなと、そのように思っております。

そういうチャンスがあれば、是非、8番議員さんのおっしゃった話も是非聞くべきだろうと、そのようにも思っておりますし、いつも申しますように、何ら、これがベストとというお話はしておりませんわけですから、ベストは何が高森町にふさわしいですかということベストということじゃないかと、そのように思って、今進めているところです。

何回も言いますが、決して、こうやって議場で言ったから、それが一番正しいとは決して思っておりませんと、悪ければ、直していくのが当然、人間として当たり前のことだろうと、そのように思っております。町長が言うたことだけ、全部、何もかもそのとおりということは決して思っておりません。当然、直すところは直して、やはり、いかんといかんと言われれば、それは当然、直すべきじゃなかろうかなと、何でもそうであるだろうと、そのように思って、今、調整を進めているところです。どうか、そういうチャンスがあれば、是非、皆さん方をお願いをしたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） これで質疑を終わりたいと思いますが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第10号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第12 議案第10号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第10号で提案いたしました高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、現計予算に464万4,000円加え、歳入歳出総額を11億3,

986万6,000円とするものでございます。

その主な内容は、歳入面から、国民健康保険税では最終調定を、国庫支出金で療養費等負担金はそれぞれの項目に応じて確定した分を補正いたしております。退職者医療にかかる療養給付費等交付金も同様でございます。また、共同事業交付金は高額医療の多いところに交付されるものでございます。繰入金は、一般会計より基準額を繰り入れていただいておりますが、療養費の伸びが著しいことから、基金を取り崩しまして、2,500万円を繰り入れております。

歳出では、特に、一般被扶養者保険者療養給付費及びこれに伴う高額療養費の伸びが著しく、不足を生じる恐れがありますことから、補正計上をいたしたところでございます。一方、保険財政共同安定化事業拠出金の減額は、療養給付費の伸びが他の保険者に比較し、多かつたことから減額をされたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、審議いただき、決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

今説明があったこの8ページですね、8ページの3、財政安定化支援事業繰入金、これ、計算は合っていますかね。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 検算をいたしますので、ちょっとお待ちいただけますか。

こちらの方の計算では合っていると思いますが。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） それでは、補正の方で、保険基盤安定繰出金、数年前、皆さん、ご存じのように、国民健康保険の横領1億数千万あったわけですけども、それに絡めて、繰出金ありますけれども、横領があつておりますけれども、その辺のところ、問題はないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 大変、ご指摘のように、遺憾な事件が発生いたしまして、それにつきましては、鋭意努力をいたしているところでございますけれども、なかなか弁済金が思うように入っていないというようなことでございます。しかし、現在でも本人に督励をしながら、できるだけ回収には努めているところでござ

ざいます。当然、これは、大変議会の方でも、大きく取り上げられ、百条委員会までおつくりになりまして、突っ込んだ議論をしていただき、また、叱責もいただいたところでございますけれども、私どもとしても、それは風化するというだけでなく、現在も回収に努めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第11号 平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第13 議案第11号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第11号で提案いたしました平成19年度老人保健特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、予算総額はそのままで、医療諸費の診査支払手数料が不足いたしますことから、医療給付費より40万円を組み替えるものでございます。

審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第12号 平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第14 議案第12号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第12号で提案いたしました平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、現計予算に11万円を加え、歳入歳出をそれぞれ総額で6億3,584万5,000円とするものでございます。

その内容の主なものについてご説明申し上げますと、歳入では、国庫支出金の負担金で244万8,000円、交付金で1,531万8,000円程度ほど増加いたしましたものの、支払基金からの交付金は、653万9,000円の減額となっております。また、当初、運営に歳入不足を生じた時のために計上いたしておりました財政安定化基金貸付金1,130万7,000円につきましては、幸いに借り入れることなく運営できる見通しでありますことから、減額をさせていただいております。

歳出面の主なものでは、それぞれの介護サービス費を利用実態に応じまして、300万円の組み替えを行いますとともに、介護予防事業費は、予防教室の参加者減などにより減額をいたしております。また、予備費につきましては、当初、見込みより調整交付金が増額になりましたことから、今後の突発的な歳出増に対応できるよう、繰入増額することといたしております。

以上、審議の上、決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第13号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 日程第15 議案第13号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

- 建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第13号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ96万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,528万6,000円とするものであります。

4ページをお願いします。第2表、地方債の変更は、各事業実施に伴う限度額の補正であります。主な補正の内容は、決算見込額に基づき、決算額との差額を計上したものです。

歳入については、7ページからご説明申し上げます。第1款、使用料及び手数料については、水道使用料増額、款4財産収入の利子及び配当金については、当初予算計上の利子が0.3%から0.6%になったため、175万円を増額、款6諸収入は水道申込加入金15万8,000円を減額、受託事業収入については、町道改良工事に伴う水道管布設替え工事97万2,000円を減額、款7地方債は、施設事業費の減額による40万円の減額です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。8ページをお願いします。人件費については、不用額を減額、需用費については、印刷製本費26万9,000円と光熱費80万円を減額、工事費については、入札残313万4,000円を減額、予備費は561万7,000円を増額補正しました。

以上、提案説明いたしましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第14号 平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

○議長（三森義高君） 日程第16 議案第14号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第14号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算34万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,838万8,000円とするものであります。

主な補正の内容は、見込額に基づき決算額との差額を計上したものです。

歳入については、6ページからご説明申し上げます。第1款、財産収入利子及び配当金については、当初予算計上の利率が0.3%から0.6%になったため234万3,000円を増額補正、款2繰入金は、歳入増により200万円を減額補正しました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。第1款、農業用水費、管理費、需用費の光熱水費110万円と修繕費100万円を減額、委託料、津留・南在地区管理委託料費利子の増による7万7,000円を増額補正いたしました。積立金についても、利子の増によるB基金積立金として57万8,000円を増額補正、予備費については、178万8,000円を増額いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第15号 平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第27 議案第15号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第15号でご提案申し上げました平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれに85万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,600万4,000円とするものでございます。

追加の内容は、利子相当分を自治体基金に73万8,000円を、住民基金に11万7,000円積み立てるものでございます。これによりまして、基金残高は、自治体基金2億3,164万8,000円、住民基金3,337万9,000円となります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。1時10分から始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第18 議案第16号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第18 議案第16号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第16号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についての提案理由をご説明いたします。

今回、提案をいたしました条例の改正につきましては、平成19年人事院勧告によります給与改定の中で、検討を加えておりました勤勉手当につきまして、阿蘇郡内市町村の動向、また、県内市町村の動向を注視し、平成19年12月の定例会では提案を見合わせておりましたが、平成20年1月28日現在での県内での実施状況を調べましたところ、熊本市におきましては、局長以上の未実施、山鹿市が、部長級以上未実施、水俣市が課長級以上未実施、湯前町は未実施で、平成20年4月1日からの適用となっております。その他の町村におきましては、完全実施であり、また、阿蘇広域行政組合も完全実施をいたしているところでございます。

このようなことから、給与勧告の意義と役割、いわゆる勧告とは、労働基本権制約の代償として、職員に対し適正な給与確保をする機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤であることを考えた場合、本町においても実施することが望ましいとの結論に達しました。

内容は、平成19年度においては、12月に支給する勤勉手当を減給支給しておりますのは、0.725月でございます。これを0.05月引き上げ0.775月に、また、平成20年度におきましては、6月及び12月に支給いたします勤勉手当を0.025月引き上げ0.75月といたすものであります。

附則第2におきまして、第1条の規定につきましては、平成19年12月1日からの適用といたしております。

慎重ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

この条例がもし、可決された場合、総額で大体どのぐらいの額になるんですかね、職員給与改定の額が。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えを申し上げます。

給料に係る部分が、総額で94名分ですけれども、174万4,142円、これに共済費等の支払いが出てきます。それが、24万1,062円、合計の198万5,204円です。約200万円程度ということになります。これ、給与の手当額だけを単純に割りますと、1人当たり1万8,554円の手当の支給になるかというふうに考えております。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。

これは、12月に、先ほど、人勸の方から出てまいりました若年層だったですかね、の方の改定の人勸から来ておりましたと同時に、確か来ておったような人勸の方から来ておったような感じがしますがけれども、このボーナス部分というんですかね、0.05の分を遅れた、遅れたというか、12月で一緒じゃなくして、今回、3月にされた理由がありましたら、お願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） これは、12月の町長の予算の提案の中でも、阿蘇地域振興デザインセンター理事会に出席、町長がなされた折り、市町村長さんとお話をされております。その時、まだ議会前でございましたので、どの町村も完全実施、うちはちょっと取りやめたいとかというお話があったそうでございます。そのことも踏まえまして、前回の時、追加提案する予定でございますといたしておりましたけれども、全県下が12月末までにかけて議会が開催されておりますので、その動向を見守りながら、今回の提案になったということでございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） はい、わかりました。当然、これは、人勸から来ておりますこととでございますので、当然、通して、改定に反対するものではございません。賛成ということでもあります。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 議案第17号 平成20年度高森町一般会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第19 議案第17号、平成20年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第17号で提案いたしました平成20年度高森町一般会計予算の概要について、ご説明を申し上げます。

予算編成につきましては、三位一体改革等によります地方分権の流れの中で、厳しい財政運営を余儀なくされているのが現状でございます。都市と地方の財政力格差是正として創設されました地方再生対策費につきましても、実際は、地方交付税の一部分として整理されておまして、現段階では、昨年度の交付税額を下回るものという結果となっております。地方交付税の総額をいたしましては、税源移譲の影響と地方再生対策費の創設などによりまして、現段階で、確実な予測をすることが困難な状況でありますので、試算可能な範囲内で編成を行いました。

本会議冒頭、また、先ほど申し上げましたように、依然として厳しい財政運営を余儀なくされていることは、ご承知のとおりでございます。そういう中で、福祉関係の予算をはじめといたしまして、法律に基づく事業など、義務的・経常的に支出をしなければならない経費が多くを占めているところでございます。

また、地域産業振興の要、また、住民生活の基幹となります道路の整備や産業の振興に要する事業、安全・安心のまちづくりを進める予算として編成いたしておりますが、現下の財政状況から、住民の皆様にとりまして、幾分かの負担の増となる

内容も盛り込ませていただいております。この点につきましては、切にご理解、ご協力をお願いをするものでございます。

一方、財政調整基金は、9,000万円を繰り入れておりますが、将来の財政負担に対応することを基本としておりまして、平成19年度繰入後の基金現在高は1億6,000万円を維持することとし、さらには、3月末に決定いたします特別交付税をはじめとした年度内に精算決定が見込まれる収入を積み増すことにより、今後の財政運営の安定化に努めてまいりたいと考えております。

また、地方債の発行は、元金償還額7億2,000万円に対しまして、4億2,600万円と抑制し、将来の財政負担を軽減することといたしております。

平成20年度一般会計予算は、要求額は前年度を下回ること、前年度予算を踏襲しない、ゼロからの積算によること、事務事業の徹底した点検と見直しを図るなどの方針のもとに調整するよう指示をいたし、編成をいたしました。

それでは、予算案の主な内容について、ご説明を申し上げます。

今回、提案しております一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ37億7,100万円で、平成19年度の骨格予算であります当初予算6月定例議会の議決後の第1号補正予算を合算した肉付け予算との比較においては、0.5%とわずかな増となっておりますが、地方交付税の先行きが不透明な状況下での緊縮予算といたしております。

2ページのその主な財源をご説明を申し上げますと、町税5億2,365万円、地方交付税19億700万円、使用料及び手数料1億1,079万7,000円、国庫支出金1億7,344万8,000円、県支出金2億4,161万9,000円、繰入金9,611万円、町債4億2,670万円などでございます。

6ページの第2表、債務負担行為につきましては、戸籍総合システム機器リース料の限度額の設定でございます。

7ページの第3表、地方債につきましては、本年度に事業を実施する各事業の起債限度額を設定をしております。

まず、歳入の予算の主なものについて申し上げます。10ページの町税につきましては、長引く経済不況、昨年の降雨災害と台風被害の影響を考慮するとともに、前年度の実績見込み等を踏まえて計上いたしております。

14ページの地方交付税につきましては、国において、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007を遵守するとともに、地方財政計画上の普通交付税の伸び率等を考慮して計上いたしておりますが、交付税決定時までは未確定要素が多い

ことから、試算可能な範囲内で見込額を計上いたしております。

15ページから16ページまで、民生費と衛生費の負担金を計上いたしております。

17から19ページまでは、使用料と手数料についてを計上いたしております。

20ページから22ページまでは国庫支出金を計上いたしておりますが、国の三位一体改革によりまず地方交付税への一般財源化の流れは継続しており、これからも国庫支出金の削減傾向に注視していかなければならないと思っておるところでございます。その中で、21ページの一番下にあります教育国庫補助金の地域住宅交付金3,118万5,000円は、草部コミュニティーセンター建設に伴う交付金でございます。

23ページから27ページまでが、県支出金を計上いたしております。

27ページから28ページまでが、財産収入などを計上いたしております。この中で、不動産売り払い収入につきましては、今後も売却可能な土地などを整理売却していくように進めてまいります。

29ページの繰入金につきましては、増大する行政需要に対応するために、財政調整基金並びに社会福祉振興基金から9,211万円の繰入金を計上いたしております。また、特別会計繰入金は、平成19年度において、一般会計から老人保健特別会計と介護保険会計に繰り出しましたそれぞれの精算に伴う繰入金400万円を見込んでございます。

32ページの町債のうち、引き続き発行される臨時財政対策債1億3,400万円は、普通交付税の基準財政需要額から振り替えられるものであり、地方財政計画を参考に発行額を計上いたしておりますが、地方財政計画等からの試算により、前年度決定額から5.6%の減で計上しております。なお、臨時財政対策債は、後年後に普通交付税算定に用いる数値に必要となる元利金が100%算入されることとなっております。その他、町債に充当する主な事業といたしまして、町道整備事業、草部コミュニティーセンター整備事業などの財源を計上いたしております。

33ページの歳出について、ご説明を申し上げます。

まず、議会費におきましては、議会活動に伴います経常的経費や各特別委員会等の活動経費を計上しております。

34ページから41ページまでの総務費につきましては、人件費等の義務的経費、庁舎各施設等の維持管理費が主なものでございます。

41ページからの企画費におきましては、住民の方々の重要な移動手段である町

民バスの運行のための地方バス路線維持補助金2,309万3,000円を計上し、また、新エネルギービジョン計画及び環境保全と効果的な資源活用を目的とし、住宅用太陽光発電システム設置に対しまして、補助金を計上いたしております。

54ページの国土調査費では、平成20年度事業費といたしまして、大字中地区の一部であります約4.00平方キロメートルの調査に係る費用を計上いたしております。なお、19年度の事業終了時点の進捗率は、全体の66.7%となり、本事業を開始してちょうど3分の2を完了したこととなります。調査事業の早期完了を図るために、平成20年度も3班体制で事業を実施いたします。

55ページから68ページまでの民生費につきまして、ご説明を申し上げます。56ページの障害福祉費では、自立支援費制度関係経費や身体障害者の日常生活支援等の経費を計上し、障害者の方々の福祉のより一層の向上を図ります。

59ページの老人福祉関係におきましては、介護保険制度と一体となった認知症、一人暮らし、高齢者だけの世帯の対応など、ますます進む高齢化社会のために、介護予防事業等に取り組み、高齢者の福祉増進に努めてまいります。

61ページのこれまでの老人保健制度に変わります4月から新しく施行されます後期高齢者医療制度のために、その広域連合への負担金等の必要な費用を計上しております。

62ページの同和対策費では、人権問題全般への取り組みなど、なお一層強化を図るとともに、行政、企業、各種委員等を中心とした、人権意識の普及の高揚のために、人権啓発のイベント、すまいるフェスタ in 高森を開催し、全町民の啓発事業を実施いたします。

64ページから67ページまでの児童福祉費におきましては、引き続き、学童保育事業を実施するなど、保護者のニーズに応える保育のなお一層充実を図りますとともに、また、一人親家庭福祉費として、引き続き、医療費の補助を行ってまいります。

69ページから74ページまでの衛生費では、特に、住民検診の各種検診を一元化した複合検診の推進によります受診率の一層の向上を図り、検診結果から生活習慣病対象者に対しまして、早期介入のための検査や健康教室を実施し、その予防や進行を防止するための経費等を計上しております。

70ページに負担金補助及び交付金につきましては、阿蘇広域行政事務組合負担金として、RDFの施設運営費、衛生処理施設費、リサイクル施設運営費などの計上をいたしております。

同じく70ページの予防費では、各種保険予防接種ワクチン関連経費を計上し、幼児から高齢者までの幅広い対象で感染を予防いたします。

73ページの環境衛生費につきましては、し尿処理、及び生活排水について、基本計画に基づき、合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、本年度も40基の整備を行います。

母子家庭費につきましては、安心して子育てができる環境を整備するための各種検診等の経費を計上いたしております。

次に、75ページから81ページまでの農林水産業費につきましては、ご説明を申し上げます。農業振興費では、引き続き、資源保全政策事業や中山間地域直接支払事業を推進し、農地の保全を強化いたします。また、農業後継者の減少や農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加に伴います地域資源の適切な管理に支障を来すことが懸念されるために、多面的機能を持つ地域資源を活かした農業の振興に努めてまいります。

80ページの農地費につきましては、別所ため池の保全のための費用を計上いたしております。

81ページの林業振興費につきましては、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林崩壊が危惧されており、本年も引き続き、熊本の森間伐材利用推進事業の推進、森林交付金事業等を活用し、水源涵養機能の強化と森林の保全を図ります。また、有害獣の農作物被害や人間に対する危害防止のため、より効果的な駆除ができるように、関連経費を計上しております。

次に、83ページから87ページまでの商工費につきましては、ご説明を申し上げます。まず、83ページから商工振興費につきましては、工業団地内の道路区画線の整備を行い、団地内の安全確保を図ることといたしました。

85ページの観光費の工事請負費につきましては、まちづくり交付金事業によりまして、観光客の方などに町の観光地をよくわかっていただき、また、各観光スポットにスムーズに誘導できるように、観光案内板と観光情報板を設置する予算を計上しております。併せて、同じくまちづくり交付金事業を活用し、今後の集客及び住民の憩いの場としての水辺広場の整備を行うことといたしております。観光交流センターにつきましては、今議会で指定管理者の指定を承りまして、指定管理者への管理委託料を計上しております。その他イベントにつきましては、4月の高森峠千本桜まつりから12月のクリスマスファンタジー及び来春の新酒ふるさと味祭までの様々なイベントを展開し、なお一層の集客に努力を行い、町内の経済波及効果

と自主財源の確保に努めてまいります。

89ページから91ページまでの土木費でございます。道路は、住民生活の上で最も必要不可欠であり、産業経済の発展はもとより、教育・文化の交流の源でございます。社会活動を営む上で最も根幹をなす社会資本でございます。このようなことから、総合計画、過疎計画等に基づきまして、幹線道路である社倉～水迫線、色見環状線などの整備を引き続き行います。また、県道改良に伴います負担金も計上しております。町道の維持管理につきましては、各地域からの要望に基づき、側溝布設や視距改良、オーバーレイなどを施行する他、道路環境改善のためにガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を進めてまいります。

92ページの住宅費につきましては、高齢化社会に対応する住環境の整備、居住水準の向上によります定住者の確保のために、町営住宅の景観向上事業として、旭A団地8軒分の外壁について、塗装防水工事に要する経費を計上しております。

94ページの消防費につきまして、ご説明を申し上げます。災害に強い安心・安全な町づくりを目指すための予算を計上いたしました。常備消防費につきましては、阿蘇広域事務組合消防への負担金を計上し、非常備消防費にいたしましては、常備消防とともに、地域防災の要として活躍をしておりますが、自治消防の重要性を認識し、団員の意識の高揚と技術向上を図るため、消防学校への教育訓練等の参加経費を計上しております。消防施設費につきましては、中心市街地の火災時におきます消防施設につきまして、100トンの防火水槽設備を計画しております。なお、位置、場所につきましては、市街地の中心付近に位置する観光交流センター敷地内等を予定をいたしているところでございます。

次に、教育費につきまして、ご説明を申し上げます。97ページから99ページまでの教育総務費につきまして、登下校用スクールバス委託料、複式学級解消への町費職員や心の相談員を配置する経費を計上しております。97ページに学校外部評価員報酬費につきましては、説明を申し上げますと、この制度は新しく要綱を規定して実施するもので、学校の自己評価の客観性及び透明性の確保と教育活動、その他の学校運営の改善等が適切に行われているかどうかを検証するためのものがございます。この委員委嘱のための報酬費を計上いたしております。

104ページの小学校費の学校施設管理費につきましては、高森中央小学校の屋外便所の老朽化によりまして、建て替え工事に係る予算を計上しております。これによりまして、教育環境の充実と学校施設で利用する上での利便性向上が図られるものと考えております。その他町内の小学校・中学校の管理のための経費を計上い

たしております。

110ページからの社会教育費につきましては、学校・地域・社会教育の融合の観点から、生涯学習支援システムを充実させ、芸術文化の振興、青少年の健全育成や高齢者等の健康増進とスポーツの進进行を図るための経費を計上しております。また、人権同和につきましては、お互いの人権を尊重し合い、差別のない人権共存社会の実現を目指しております。

113ページの社会教育費の社会教育施設費につきましては、地域住民の交流の拠点となります草部コミュニティーセンター建設に係る予算を計上しております。

115ページの保健体育費におきましては、町民のスポーツ振興のため、体育指導委員相互の協力体制を充実させ、資質の向上を図るとともに、地域住民のスポーツ振興に貢献する事業を実施いたします。

118ページの災害復旧関係につきましては、公共土木施設及び農林業施設災害について、災害時を想定した設計委託料等最小限の予算を計上いたしております。

最後に、119ページの公債費でございます。平成20年度予算における公債費の占める割合は22.3%となります。昨年度の骨格予算の当初予算と第1号補正予算と合算した肉付け予算の公債費比率22.2%と比較してみますと、0.1ポイント増となります。公債費の元金に記載しております補償金免除繰り上げ償還とは、繰り上げ償還を行う場合には、本来であれば、繰り上げ期間に要する利子等をもとにした補償金が必要となるところでしたが、国の制度によりまして、地方自治体の起債返還を有利に支援することを目的に、この補償金を免除して、平成20年度は6%から7%未満の高利な起債について、繰り上げ償還が認められるということになりました。この財源につきましては、市中銀行等の低利な借入金への借り換えを行うものといたします。なお、この借り換えに伴う利率に変更により、概算ではありますが、利子累計で390万円ほど軽減されることとなります。公債費につきましては、平成22年度までが償還のピークを迎え、本町財政にあつては、厳しい状況でございますが、その動向に注意を払いながら、今後とも財政状況を見極めながら、財政の健全運営に努めてまいります。

なお、今後の財政運営の見通しであります。町税といたしまして、国から町への税源移譲により、増収が見込まれるものと期待しているところでございますが、未だ、景気の回復が見えず、農林業など収入の減少等によりまして、一般財源として確実に見込めていないのが現状でございます。合わせて、国庫補助金、負担金廃止、縮減、そして、交付税の削減が確実に行われていることなどから、厳しい状況

が続くことが予想されます。このようなことから、今後も事務事業費のさらなる節減等に努め、効果的で、維持可能な事務、事業を推進していくとともに、住民の皆様にはわかりやすい財政運営を目指す所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、平成20年度予算案の概要について、ご説明を申し上げます。ご審議の上、何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして、説明とさせていただきます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

5点ほど、まとめて質問いたしますので、町長及び担当課の課長の方は詳細なご答弁の方をお願いしておきます。

まず、82ページ、一般会計の予算書82ページの下の方ですけれども、林業木材産業施設等整備事業補助金、株式会社清水分、この985万1,000円の説明、お願いします。

それと、87ページ、まちづくり交付金事業で、2,200万円、湧水トンネル公園施設整備、この説明と、同じくその下の方にあります1,500万円の高森温泉館指定管理委託料と、その次の次にあります観光交流センター指定管理者委託料、これはお尋ねですけれども、指定管理と指定管理者の違い、これ、お願いします。

それと、89ページです。15番の工事の関係で、1,000万円、町道美化側溝中原中央線他10路線、町道オーバーレイ上津留～神原線他2路線、この10路線と2路線について、どこなのか、ご提示願いたいと思います。

それと、90ページ、15番、同じく工事請負ですけれども、1億4,450万円、町道道路整備事業改良工事、これも詳細な説明をお願いしておきます。

以上です。

○議長（三森義高君） 自席からの答弁を許します。産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） まず、今、質問のありました82ページの林業木材産業施設等整備事業補助金ということですが、これにつきましては、国の直轄事業でありまして、場所につきましては、以前の旧国道の方のタイガーパチンコ屋さんにもありましたところ、警察署の前のところですね、旧国道沿いで、タイガーパチンコ屋さんであったところなんですけれども、あそこに今、材木とか置いてあるんです

けれども、あそこの施設を国の直轄補助事業によりまして、製品保管庫、それと、
砲盤の施設をつくられるということで、これにつきましては、100%国の補助
で、うちを流れて通っていくわけですが、補助事業が属地主義になりますの
で、あそこが高森地内ですので、高森の予算を通っていくということになっており
ます。以上でございます。

まちづくり交付金の湧水トンネル整備事業につきましてですが、これは、17年
度より交流センターを含めまして、5カ年事業として、平成20年度、21年度に
湧水トンネル公園を整備するというので、この2,200万円につきましては、
現在のトンネルの外側の、トンネル内じゃなくて外の方ですね、あの公園を再度整
備し直すと、ただし、以前に、あの公園をつくる時補助を受けております。その補
助の部分に触りますと、二重の補助になりますので、対象部分になりませんので、
そこをなるべく触らずに、さらに整備して行って、誘客を図るということでござい
ます。以上でございます。

者と管理委託料ということですが、個人に払うのではありませんので、こっちの
方の記載ミスで、指定管理委託料でございます。以上でよろしいですか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） お尋ねの89ページの工事費の町道美化側溝中原中央線
他10路線とお尋ねありましたけど、全部申し上げますと、西丁～角河原線、津留
～年の神線、色見環状線、村山線、別所線、高校西通り線、上津留線、上町～横町
線、天神～前原線、中原中央線、社倉～水迫線となっております。そのうち、舗装
のオーバーレイ上津留他神原線というのは、津留～年の神線の舗装、中学校線の舗装
となっております。

続きまして、新設改良の工事請負費の町道改良の路線は、町道の新設改良は、下
町～湧水館線、上町～昭和線、下町～山王園線、中原線、別所～冬野線、村山1号
線、色見環状線、大村環状線、井上2号線、南片山線、社倉～水迫線、町道水迫
線、馬場～芹口線、以上となっております。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） それぞれありがとうございました。

建設課長、なかなか、路線、覚えこなさんのので、資料を提出してください。よろ
しいでしょうか。

それと、最後に、1つ、もう1点あります。98ページ、スクールバス委託料、
これ全部で上3つ合わせますと5,218万円になります。これ、ちょっと私は調

べたんですけれども、隣の山都町ですね、あそこは、九州で初めて認可されたということで、市町村運営の有償運行ということで、スクールバスが九州初だそうで、白タクでそういう運営をされているそうです。それによりますと、そのスクールバスは、混乗車、及び福祉バス、スクールバスが一緒になって、非常に経費を削減しているということです。隣のことですけれども、一応、数字的に申し上げますと、その協議会を立ち上げる前が、大体2億円ぐらいかかっていたそうです。それで、協議会をつくって、バス会社及びタクシー会社等集まって、自分達で車を10人乗り、15人乗り、25人乗り等を購入して、それが1億2,300万円、非常に経費が削減したということですが、今現在、交通弱者のため、福祉バス、スクールバス等が運行されていると思いますけれども、地域振興交通は、今、非常に国が強化している部分でもございます。

それと、照らし合わせてみますと、5,218万円、それと、町長が先ほどおっしゃった福祉バスの財源もあったと思うんですけれども、その辺、町でもそういう交通弱者のために、協議会等を立ち上げて、そういうのをなされたかどうか、なされる予定はないのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 今、説明の中ではちょっとうちだけでは答えにくい部分もございますが、私の方の確認しますところでは、スクールバス等の運営等につきましては、以前から、交通総合対策特別委員会、その中で諮ってきた内容を今実施しているような状況でございます。

確におっしゃいました山都町の問題というのは、私の方も一応目を通しておりまして、個人的には、山都町辺りに問い合わせをしておりますが、今後、検討する必要性はあるんじゃないかなというところは感じております。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今、ご質問の協議会等をつくったかという、検討したかという話ですけれども、それについては、協議会等をつくっておりません。ただいま申し上げました交通対策特別委員会の方でお諮りをしてきたところでございます。

それと、もう1つ、導入するためにはどういうことが必要かということになりますと、路線バスはそれぞれ色見環状、尾下、草部北部、野尻、草部方面とっております。それをどう学校経由を考えて、時間帯を考えるかということもあるかと思えますし、町民の利便性を考えた時、高森とその地区を結ぶという町民バスを走ら

せておりますので、どういうふうなことにしたら可能かなということは、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） よく、先ほどもどなたか言葉を使われたんですけども、住民福祉の向上と、福祉、福祉と言いますけれども、福祉とは、皆さん、ご存じのように、生活心を豊かにするもの、是非とも、それを早く検討していただいて、5,000数百万円かかるのが、少しでも安くなれば、お金でも財源豊かな町なら結構ですけども、非常に苦しい財政難ですので、少しでもその辺のところ、検討していただきたいと思います。よろしく願いしておきたいと思います。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 私の方も、2、3ちょっと質問いたします。

33ページの投資的経費の割合は、昨年と比べたらどのようになっているか。

それから、60ページの老人会のクラブ助成金、16クラブについて説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） まず、60ページの会員老人クラブの助成金のお話であろうかと思いますが、これ、昨年、敬老年金75歳以上の方にすべて5,000円差し上げておりましたのを、昨年、財政的なこともございまして、廃止をさせていただいております。その後、どういうふうな老人クラブのというか、ご高齢の方々にそれに代わるものができるかということを検討してまいりました。老人クラブの方からも陳情等もございまして、一番いいのは、介護保険であり、健康保険であるということをお使いにならないような元気な老人を高齢者の方々が日常生活を営んでいただくというのが一番、私どもにとっても、財政的にも、また、その方々にとっても、一番いいことであろうということで、ご陳情いただいた。昨年まで単位老人クラブが4万5,000円前後であったかと思いますが、これを若干、活動費を少し上積みさせていただいて計上させていただいているということです。事務局の方は社会福祉協議会の方にございますので、まとめてそちらの方に交付をし、それから、単位老人クラブの方に下ろしていくというようなやり方をやっております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 大変申し訳ありません。現在、今、新年度予算につきまし

ては、この予算がとおりまして、義務的経費等の算出をいたすということでございます。現在のところ、まだ出ておりませんので、出ましたら、各議員さんにご報告をいたしたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 20年度の当初予算というようにございまして。町の財政状況、一番骨格になるんじゃないかと思いますが、依然として、依存財源、これに頼らないといけないような状況の中で、先ほど、町長の20年度の予算についての詳細な説明もございましたが、都市と地方の財政力格差是正と聞かされていた地方再生対策費、これも交付税の中に入っているというようなことで、厳しい財政状況となっております。交付税が昨年を下回るというようなことでございまして、その中で、0.5%増というようなことでございまして。そして、その中でも、特に注目をあげるのが、要するに、民生費、衛生費も一緒でございまして、これが、11億3,168万9,000円と、他の予算関係に比べて、30%を占めるような状態であるが、今後の本当の町の財政状況、いろんなことを考えまして、1番議員さんが先ほど、話されましたが、スクールバス等の問題、それから、要するに、住民福祉課においては、保育園の送迎、それから、総務課においては町民バス、こういうやつが大体8,000万円超すような状態でございますが、これが1つにまとまって、何とかいい形でできるような方法を連帯感、いつも連帯感と言いますが、横のつながりを持ちながら、改革ができないかというようなことを強く感じておるわけでございます。

その辺を早く、そういう会合が、議会の方もですけど、持てるような対策を講じていかないと、22.何%の公債費比率と、これ大変なことですね。これはもう17.5ぐらいが普通なら一番正常でございまして、こんだけなると、おそらく、これは阿蘇郡でトップになっているんじゃないかというような危機感を持っているわけでございますが、今後、こういうやつをどういうふうに解消する、また、対策をしていこうと思われておりますか。町長、答弁お願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、今、車、町民バス、またスクールバス等についてのご意見でございました。当然、私ども、そういう話はいたしているところでもございます。何とかして、子ども達もばあちゃん達もお孫さんと一緒にバスが乗れるような、そのような環境づくりが一番だろうと、そのようなことはいつも話しておりますし、また、小学校のスクールバスにつきましても、子ども達だけでなく、ちょ

つとした幼稚園も、そのために総合的なものができておりますから、何とかしてやる方法はなかろうかと、お話は順次いたしているところでございますが、何分、山東部と失礼な言い方ですが、当然、まだ歯止めが、道路整備等も十分でございまして、バスが入らないというところも結構ございます。また、保育園・幼稚園にいたしましても、点々と遠くにおいでになっております。すぐ近くに、この町は高森町だけにぐるっと回って乗せてくるわけにもいきませんで、遠いところは、やはりかなり地域的に離れたところまで、乗せに行って帰ってこにゃいかん。本当にそんな大きなバスを1人迎えに行くのに必要なかと、いろんな諸問題を抱えております。やはり、周りのただ、町の集中的にお住みになっているお子さん方がおるだけじゃない部分が多々あるかなと、そのように思っておるところでございます。

先ほど、1番さん、また、今、副議長の方からもお話がありましたように、十分、この分については、検討してまいろうと、そのように思っております。

また、財政面につきましてもそうですが、財政面の、今お話でございますが、公債費比率が今言われましたように、22.3%となっております。もちろん、これは、先ほど、皆さんにお話いたしましたように、公債が金利含めましたら、8億2,000万円ほどのお金を返すということでございます。これは、決して、今したから今返すんじゃなくて、一番いいバブルのはじける前から、はじけてからも、お金を一番大きいところでございます。それを今度は予算は緊縮でございましてから、55億円で割れば、55億円で8を割ると、決して22.3%になるわけじゃございません、単純な計算。ただ、8億円戻すと、緊縮予算で37億数千円で割りますから、当然、自主財源ほしくてたまらん。お互いです。

それと、財源的に22.3と言いますけども、先ほど申しましたように、8億2,000万円戻して4億5,000万円しか貸しならんとですけん、減りよるとですけん、それは、気持ちはわかります。それは、言うちゃいかんばってん、破産宣告したというようなことになっているのも事実でございます。17.5%に早くしたいです。しかしながら、いい時には買った銭は、今、景気が悪くなったけん、戻さないというわけにはいきませんものですけん、それは、理解してもらわにゃ、率にして大きくなるのは当たり前ではなかろうかなと、そのように思っております。決して自慢しているわけじゃございません。割れば、そういう感じになりますということをご説明を申し上げて、その60数億あったのは、何とか、今年にも60億になるように、先ほど申しましたように、子どもさんやら孫さん方に、そういうつけがいかないように、今のうちに辛抱するところは辛抱して、公債費を減らしていっ

ているというのが現状ですから、もうしばらく、ご理解をいただきたいと思うことと、先ほど申しましたように、22年度までがピークで、後2年がピークでございます。それを超したら、今、皆さんもご利用なさっている道路網でございますが、そういう面に投資した分がゼロになり、何とかお返しができるということですから、もうしばらくご理解をしていただきたいと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほど、横のつながりを持ってという話でございます。特に、20年度は、総合計画の見直しの時期になっておりますし、当然、議員さん方も委員の中に入れていただくこととなりますので、その中でも十分検討しながら、今後の10年間に向けた総合計画を立てていけたらなというふうに思いますので、ご協力をよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それと、少し、今年度の当初予算のお話を予算増であるというお話ですけども、今朝の新聞にもちょっとよその町村のことが載ってございましたけども、先ほど、町長の方から申しました6%から7%のうちのやつの借り換え債の問題です。これは、うちの場合も2,500万円ほど借り換えることになっております。それが、先ほど、利息の方で390万円ほど減になるということのお話をしましたけども、この借り換え債の歳入歳出をしますと、昨年19年の6月補正後の分が37億5,200万円強ですので、今度が37億7,100万円という予算ですので、借り換え債がなければ、予算計上がなければ、昨年よりか0.5%程度は削減をされた予算だというふうにご理解をいただきたいと思います。

この高金利のやつをまた、来年度、再来年度と、実際は繰り上げ償還が国の起債についてはできないということになっておりましたが、こういう状況ですので、国の方がまとめて、高金利で借りた分を低金利と借り換えていいですよという許可が出たということでございますので、それによって、6%から7%の間の高金利のやつを低金利の1.5%のやつに借り換えていくということでございますので、ご理解をよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） それと、先ほど、住民福祉課の方のお話をしましたが、要するに、せっかく、昨年度、敬老会の慰労金ではございませんが、5,000円ずつをカットいたしまして、500何十万か浮いたわけでございます。しかしながら、今度はまた違う形で、要するに健康づくりというような名目だと思いますが、各クラブに増額されておるわけですね。果たして、そういうやつが適当かどうかと、要す

るに、敬老会とか行かれても、全然ゼロの人もおると、元気のいい人でなからにゃああいうことせんけんですね、スポーツとか何とか、そういう人達にまた別途支給すると、支給と一緒にですね、これは、増額ということは。果たして、それが本当に住民の人が喜んでいるかどうかということは、どういうふうに考えておられますか。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 私どもの町で、今、高齢者の方々、前期高齢65歳以上からの方で33%、約32.7ぐらいだったかと思います。そのうちの75歳以上の方が、その55%ぐらいになりますので、数でいきますと、1,300人ぐらいなられるかと思います。介護認定と介護保険等も私どもの方で運用させていただいておりますが、年々、再々、介護をお使いになる方が増えてまいっております。これ、介護はすでにご存じのように、介護保険をお使いになりますと、要支援から要介護5までございますが、この方々も要介護5等になりますと、金額的に言いますと、1人40万円ぐらいの施設をお使いになれば経費がいるわけですが、そういうことから考えますと、そうならないような手立て、従前から、ですから、そういうふうにならないような手立てに力点を置くべきだろうということで、今、介護予防事業というのを独自で、先ほど、一般会計の予算の中にも入れさせていただいておりますが、そういうことに力点を置いて、今後も進めていかなければならぬだろうというふうに考えております。

そういう意味から、できるだけ、元気で生きがいのある生活を送っていただくために、ひとつ、老人クラブ等の活動も活性化するために補助したらどうだろうかということで、今回計上させていただいているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 現状維持なら納得ができるわけですよ。厳しい予算の中で、5万でも10万でも絶対必要なことですよ、これ、いることには使っていかなければならないと、増額したことに対して、他の予算関係はなかなか獲得できんで、減らす、減らすというようなことで、この民生、衛生の方で、お宅は衛生も絡んでおるけん、民生費の金額がこんだけ伸び出して、その中でなお、予算獲得していくということは、非常に町民にとっては、それを活用される人は喜んでおりますよ、増額されると。しかしながら、一般の町民からいたしますと、納得がいくものかどうか

というふうに感じております。お宅はもう弁明が上手だけんですね、それはすなりすなりとうまいぐあいに逃げられますけど、私達一議員としては、やっぱり帰ったら、地域住民に十分に納得いく説明をせにゃいかんと、伸びましたばいって、喜ぶ者と、何で上げたかという者と両方おると思います。そこへんを、他の課長さん達は不信感を持っておるかもしれんですよ。お宅は予算獲得すれば、他の者から喜ばれるけん、老人会長さんから「あたがおかげばいた」と皆、盃に2杯ぐらい、そういう問題じゃなかです。やっぱりこういう厳しい財政状況のところでは、現状維持も難しい時に、増額というのは、ちょっと考えにゃいかんとじゃなかろうかなと、そういうふうを考えておりますが、また、これはもう文教厚生、その中に付託を後でされるとお思いますので、慎重に審議していただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（三森義高君） 他にはございませんか。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 3番 田上です。

42ページ、地域づくり対策事業費、まちづくりリーダー育成講師謝金、それから、14番のまちづくり先進地視察研修バス借り上げ代と、これはどのような人達がどういう形で、何か話を聞いてみますと、長年、これは計上されておるといようなこととございますけれども、どういう形で参加をされておるのかと、それから、39ページ、顧問弁護士の委託料というのが計上されております、63万円、これが町が相談をされる、年間の件数がどのぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長補佐 村上源喜君。

○総務課長補佐（村上源喜君） 私の方からは、先ほど、先に出ましたまちづくりリーダー育成講師謝金、それと、まちづくり先進地視察等の研修関係について、ご説明いたします。

議員、おっしゃいますように、過去3年程度、この事業をやっております。これに参加される方は、まちづくり、今、市街地の方で風と森の会というのができておりますけども、そちらの方の会員の方の研修、これ、長崎でありますとか、大分の方で研修を積んでおられます。それと、合わせまして、観光案内人の方の講座もずっと続けておりますが、そういった方々を、今後、まちづくりに積極的に活動していただける方、また、リーダーとなってやっていただきたい方等を中心に研修を続けているわけとございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 訴訟費についてですけども、年間の顧問弁護士委託料として支払いをいたすわけですけども、その年度によって違いますけども、平均しますと、大体10件程度の相談をいたしております。時間的には、短い時には1時間程度、私達で長い時で2時間程度ということでございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 今の顧問弁護士の件でございますけれども、大体顧問弁護士の費用というのが、幅がありまして、大体1時間程度で5,000円から、最高に高くて1万2,000円だろうというようなお話をお伺いしておりますけれども、これ、10件程度なら、やはり、そういう形で、顧問弁護士というような形じゃなくして、その都度、その都度、必要であればお願いした方がいいんじゃないですか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） どちらが安いかということは、その年によって違うかと思っておりますので、私達が調べておるところでは、大体年間の顧問料というのは月5万円程度というふうな、どこの弁護士事務所でもそういうふうなお話を聞いております。件数によって、多いか少ないかで金額は違うかと思っておりますけれども、そこらはちょっと私も何とも言えないところがあります。

○議長（三森義高君） 他にはございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 森田です。

先ほど、82ページで、ちょっとこれ、1番議員さんの方から出ましたけど、これは、地域の人達が何かちょっといろいろ苦情が出ているような話を聞きまして、地域の人達について了解ができていいのか、お伺いいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 清水製材所さんの分の話ですか。これにつきましては、先ほども言いましたように、ここは100%の補助事業で、高森町にあるから高森町が事業主体である高森町を経由して補助が下りるということで、私達の方はそういうのは絡んでおりませんので、その事情は申し訳ないですけど、どんな苦情があるかは今のところ聞いておりません。もし、そういうことがあるんでしたら、ちょっと内容を調べたいと思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） この周りの人達が、これは、毎日、噴煙が上がっていると、水田やら、いろいろあがんとともに近くにはたばこ、いろいろ作物が植わっておるけど、

町としては、どういう対応をしてくれるのかという話があるわけでございまして、町が知らないということになると、これはもしもそういう公害が出た場合は、どういうふうな対応をとるかをお願いします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） その件につきましては、私の方からお答えをさせていただきますが、お話のように、周辺住民の方々からちょっと噴煙等について、それから、鋸屑等の飛散等について、ご相談なり、私どもの方にお問い合わせが来てございます。このことについては、環境衛生対策でございますので、保健所と連携をとりながら指導に入っております。一部は改良していただくことで、すでに飛散をしないような施設の建設もできております。それから、噴煙等については、水蒸気でちょっと冬が寒いものですから、どうも煙に見えると、寒い時にですね、水蒸気が煙に見えるというようなことで、認可された機械でされておりますので、公害に及ぶような基準を越すような噴煙は排出をしていないというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 123ページの給与明細書の中で、長等が3人掲げられています。これは、将来、副町長、また、いろいろな人材を受け付けるかという、私達にしたら見えるわけでございますが、どのようになっているか、説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 大変申し訳ありません。1人ということでございますので、ご訂正方、申し訳ありませんが、お願いをいたしたいと思います。金額的には1人分しか上がっておりません。大変申し訳ありませんでした。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 単純なことでございますけれども、99ページでございますけれども、町職員住宅と敷地借り上げについてということで上げてございます。すでに、学校も統合、廃校しまして、もう数年経っておるところでございます。旧草部中学校職員住宅と、それから、旧草部北部小学校教員住宅と、未だにまだ、こういう借り上げということで組んでございますけれども、これらの施設処分等について、どうされることかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） こちらについては、今、政策的空家と一部貸し付けがございます。将来的には、この分については、取り壊していく方向で考えておりますけども、取り壊し費用等の捻出をどういうふうにするかということで、今、考えております。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 局長の方から、今考えてということでもございました。私達がすでにこういう施設の空き地等何かも、去年から大分、入りたいという方がございまして、建設課の方にお願ひしまして、これは、何度なく行ったところでございました。その時は、おそらく、管財課の担当になっておるものと思っておりましたので、建設課の方もそういう形でやっつたろうかと思ひまして、あそこの草部の中学校の今、建っておりますところも、あそこも借地でもございましたので、一応、空いております。まだあの立派な住宅でございますので、職員住宅でございます。できますならば、買いたいということでお伺ひしましたところ、あそこは権利者であります地主さんの方にそのまま建てたままお返しして、その分だけ向こうの方から地権者の方からそういうふうにされるということをしつてすぐそういうことで考えておるといふことだったものですから、こちらの方もそういう形で先方の方にも相談に行きましたら、まだまだそういう話はこちらの方では聞いていないということが昨年度ございましたので、そうならば、やはり、立派に建ちながら、そのまま空家にして、ほつたらかすよりも、何とか利用させていただけないかということで行きましたけれども、今、局長さんの方からそういう形でございますので、大変、またこういうことで、また借地料と上げておられます。これも大変な地元民から見ますと、やはり、こういうのはもつたないじゃないか、これは何なら貸した方がいいんじゃないかという方もおられますので、その点を今度、ご検討いただきまして、なるべく早めに、どうするかは、お願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 今の内容について、私、まだちょっと確認できていない部分もあろうかと思ひます。補助等の絡み、そういうようなものもちょっと調べさせていただきまして、これが補助金等が終わつておるとか、そのあたりの要件等を十分確認させていただいて、今後、どうするかということについては、先ほど申しましたとおり、ちょっと検討させていただくなら幸いかと思っております。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（三森義高君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。ただいま2時25分でございますので、35分まで、休憩いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第20 議案第18号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第20 議案第18号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第18号で提案させていただきました平成20年度高森町国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

平成20年度は、歳入歳出総額を10億9,000万5,000円で編成をいたしましたので、その主な内容につきまして、予算書の6ページから7ページ、総括表でご説明をさせていただきたいと思っております。

特に制度が大きく変わりましたことから、昨年との比較で申し上げますと、歳入面から、前期高齢者交付金が新たに創設され、試算の結果、2億629万4,000円を計上いたしました。反面、国庫支出金がこれの34%程度減額されております。また、療養給付費交付金につきましては、退職者医療制度の改正に伴い、昨年

度まで60歳から74歳までの方を対象といたしておりましたのを、本年度より60歳から64歳までが対象となり、その分が大きく減額されたものでございます。共同事業交付金の増額は、昨年度の計上が、当初半年分でありましたことから、本年は19年度の最終金額で計上したものでございます。繰越金につきましても、19年度の決算見込みで計上いたしております。

次に、歳出面では、後期高齢者医療制度が発足したことに伴い、新たに支援金を計上いたしました。その分、老人保健拠出金が減額されることとなっております。共同事業拠出金は、歳入と同じく半年分を1年分に換算したものでございます。

以上、主な項目につきまして、ご説明を申し上げましたが、審議の上、決定いただきますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第19号 平成20年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第21 議案第19号、平成20年度高森町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第19号で提案いたしました平成20年度高森町老人保健特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

本年は、歳入歳出総額を1億563万4,000円で編成をいたしましたが、皆様ご存じのように、老人保健は、本年4月より後期高齢者医療制度に移管いたしますことから、今回の予算は、医療給付費1カ月分と若干の月遅れ請求に対応する分を計上させていただいております。

ご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第22 議案第20号 平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第22 議案第20号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第20号で提案いたしました平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

この制度は、老人保健に代わり、本年4月より新たに発足いたしますことから、初めて編成し、歳入歳出総額をそれぞれ8,772万9,000円といたしました。老人保健と大きく変わりましたのは、被保険者に保険料が発生いたしましたことと、県下全市町村が加入する広域連合が共同で運営し、医療給付を行いますことから、本町が行うべき業務について計上いたしております。

予算書の6ページから9ページに記載いたしておりますが、歳入歳出合わせて説明させていただきますと、まず、保険料を年金から振り替える特別徴収と一定額以下の年金受給者の方から納付書で納めていただく普通徴収に分けて記載をいたしております。この金額は、昨年の所得を基礎に算出をいたしております。繰入金は、一昨年の一般管理費と賦課徴収費の必要額をそれに保険基盤安定負担金相当額を県と町の負担割合に応じて計上をいたしました。諸収入の受託事業収入は後期高齢者被保険者が特定健診に合わせ健診を受ける場合、本人負担800円、補助金を7,000円で計上をいたしております。

歳出につきましては、ただいま説明いたしましたとおり、保険料や繰入金を後期

高齢者医療広域連合に納付することと検診を受けられた費用につきまして精算するのが、主な歳出でございます。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第23 議案第21号 平成20年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第23 議案第21号、平成20年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第21号で提案いたしました平成20年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

今年度の予算は、歳入歳出それぞれ5億8,815万円で編成をいたしております。歳入歳出の主なものを7ページ、8ページの総括表でご覧いただきますと、昨年度に比べ、総額で1,072万円ほど減額いたしておりますが、これは、主に介護サービス等諸費を約3,240万円減額し計上する一方、高額介護サービス等費を840万円、特定入所者介護サービス等を110万円増額して計上いたしております。これは、19年度予算の最終補正までの現状に即して、計上したことによるものでございます。また、本年より新たに始まります特定健診制度を活用しての特定老人の抽出を行うための事業費として、基本チェックリスト事業と生活機能評価事業に委託費として286万5,000円を増額して計上し、要介護高齢者ならないための予防事業をより積極的に展開してまいります。

以上、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わり

ます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第24 議案第22号 平成20年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第24 議案第22号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第22号で提案いたしました平成20年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出の総額を2億5,291万6,000円とするものです。

4ページをお願いします。第2表、地方債は、事業を予定しております野尻地区・草部地区簡易水道施設改良事業に伴う過疎対策事業債、簡易水道事業債であり、限度額を6,040万円としております。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。7ページをお願いします。第1款使用料及び手数料は1億359万3,000円を計上、款2国庫支出金は、先ほど申し上げました野尻・草部地区簡易水道施設改良工事に伴う国庫補助金を、款3繰入金は、基金利子取り壊し分と起債償還の一般会計からの繰入金を、款4財産収入は、基金の利子及び配当金を、款5繰越金は、前年度繰越金1,000万円を計上、款6諸収入は、町道3路線の改良工事に伴う水道本管布設替えの受託工事費用、款7地方債は、野尻・草部地区簡易水道施設改良事業の過疎対策事業債、簡易水道事業債をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。10ページをお願いします。第1款水道費では、経常的な経費の他に、委託料に高森地区簡易水道施設省エネルギー事業

に伴うエネルギーサービス料189万円、水道ビジョン策定委託料500万円を計上、工事費は、草部地区簡易水道施設改良事業他3件分1億1,311万9,000円、備品購入費は、水道メーター購入費、積立金については、高森地区簡易水道施設省エネルギー事業に伴う残価積立金55万5,000円を計上、款2公債費は、これまでの起債に係る償還金を計上、予備費については、70万7,000円を計上いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第25 議案第23号 平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第25 議案第23号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第23号で提案いたしました平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ3,729万9,000円とするものです。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。6ページをお願いします。第1款財産収入は、A基金と一般会計の運用金、国債、B基金、C基金の利息599万9,000円を計上しています。款2繰入金は、B基金の利息900万円とA基金からの一般会計運用金の1,980万円を計上、款3繰越金は、250万円を計上しております。

次に、歳出については、維持管理費として、賃金38万6,000円、需用費1,310万円、そのうち電気料が1,110万円を占めております。役務費については、テレメーター代、電話、郵便料、委託料は、電気保安業務委託、津留・南在地区管理委託料を計上、積立金は、A基金換金、一般会計運用分1,980万1,000円を計上、予備費については、242万9,000円を計上しております。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第26 議案第24号 平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 について

○議長（三森義高君） 日程第26 議案第24号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第24号、高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算案について、ご説明をいたします。

当初予算規模は歳入歳出それぞれ1,620万5,000円であります。

歳入には、自治体基金及び住民基金の運用収入、及び基金からの繰入金を計上し、歳出では基金運用収入をそれぞれ積み立て、繰入金1,464万円につきましては、輸送高度化事業として、電子閉塞装置処理部更新工事、並びに第1白川鉄橋の改修及び塗装を行うことといたしております。この事業の総事業費は6,872万円で、国・県が事業費の約79%に当たります5,408万円を負担することとなっております。なお、これをもちまして、現在、計画されております橋梁塗装に

つきましては、終了するとのことであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議いただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 19年度の補正予算の中で質問しようと思いましたが、これは、20年度の予算が適当かなという感じでございます。総務課長、それから、あそこの社長は町長でございますが、要するに、細川県知事、記念植樹をされていまして。紅葉の木でございましたが、根本からばっさりと、その了解は取っておられるようでございます。虫が通ったとか何とかと言うて、立派な庁舎の前に記念碑も建っていたわけでございますが、それも撤去されて、今じゃ、何かのり付けか何かして建っているようでございますが、20年度の予算の中で、枯れておったら、こういう立派な木でございましたが、要するに、記念樹でございますので、勝手に切ることはできない、やっぱり町長に了解を取ってから切ったこととは思いますが、本当に虫が通っておったかどうか、虫が通っていたというようなことで、事務所の方には連絡がいつているようでございますが、要するに、この代替えを町として、責任持って植える気持ちがあるかどうか、記念碑もびしゃっと建てておかないといけない。あの人はやっぱり知事ばかりじゃなくて、総理大臣までなられた方でございます。これを勝手に伐採する、また撤去する、そういうことが果たしていいものかどうか、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんのご指摘のとおりでございます。私も、後日、内容につきましてはお聞きしましたが、ちょっと詳細を申しますと、2月7日に切ったというなお話を聞いたところでございます。確かに、鉄砲虫も入り、大変危険な状態だったと、そしてまた、今、季節風が強うございまして、なかなか駅ステーションというのは人が多数集まるところでございまして、けがでもあったらということで、気を利かせすぎたのかと、そのような判断をいたしましたところでございます。

もちろん、その結果につきましては、早急に2月9日か、ちょっとわかりませんが、2月9か10に、細川さんのお子さんが久木野の方にございますものですから、お父さんの方の住所をお聞きし、そうすると、神奈川県の方で仕事に熱中されているということでございました。早速、南鉄の方から内容につきまして、ファッ

クスをいたし、その結果、そういう事情であったということであればやむを得ないかなというお返事をいただきました。

その後、今度は12日か13日、13日だったと思いますが、13日の日に、再度、今度は高森町の町長としての細川先生に対しますお詫びと、是非、切ったことにおいてはやむを得ないからそういう危険性が伴ったということはわかりましたということで、5月の一番植樹のしやすい、根付きのしやすい時には是非お出でいただきたいというような旨を神奈川県の方の自宅の方に送付したということでございます。その後、2、3日後に、本人からファックスが来まして、大変、わかりましたと、大変そういう危険を伴うということだったならということでもございました。記念樹につきましては、高森町でいいやつを一番ステーションにふさわしいものをお願いしたいというふうなファックスでもございました。それをお聞きしまして、15日か16日だったかと思いますが、16日だったと思いますが、いろんな相談した結果、人が集まる春先に今からいいにおいがするのは何だろうかということになったら、駅ですからキンモクセイあたり一番ふさわしいんじゃないかというご意見をもとに植樹はいたしました。その植樹もまたファックスの方で写真を撮りまして、今、細川さんの方には送ったところでございます。大変その分に関しましては、ご理解をいただいたと、そのように思っておりますし、2月26日の日も取締役会がございました。熊本県、大津町、西原、南阿蘇村、旧蘇陽町、山都町でございしますが、JA農協、そういう団体が皆、副社長は西原と南阿蘇村でございしますが、そういう26日の取締役会で順次報告をし、ご了解を得ておるところでございます。

ただ、勝手に伐採したと、たとえ危険があっても、前もって順次それに沿った解決、また理解を得てからやればよかったのか、あまりにも本人か気を利かせすぎて、伐採してしもうたということでもございまして、本当に細川先生には大変ご心配と、私といたしましても、心からお詫びを申し上げますとございします。

まして、また、細川先生はもちろんでございますが、地域の住民の方々も、秋の紅葉も色づくということで、大変お楽しみにされておった分を伐採したと、もう少し手を入れて、もっと管理をうまくやれば良かったんじゃないかなというようなことは確かにございますが、結果的には、こういう結果になったということでもございします。

今の現状をまともにつぶさにご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 後の準備が、いろいろと計画なされているようでございます。
しかしながら、南阿蘇鉄道の社長は、あくまでも高森町の町長の藤本正一様でございます。これは、了解をないままに、たとえ虫が通っておろうがどうしても、公有財産ですね、しかも、今から偉い人がいっぱいおらすけん、熊本県からまた総理大臣が生まれるかもわかりませんが、総理大臣までなった人の記念樹を、高森はすばらしいところといつも言われておりましたが、そこに植えられた木を勝手に伐採するなんかもってのほかでございます。厳重注意をされるよう、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確におっしゃるとおりでございます。先ほど申しましたように、26日の取締役会役員会におきましても、厳しく指導をいたし、中の職員に関しましても、そういうことが二度と起こらないように、もっと密に連絡を取り合っていくようにということは、十分注意いたしました。本当に心から皆さん方にご心配をおかけしまして、心からお詫び申し上げます。どうか、私ももう少し気を配る面があったかと思いますが、知らんでは通らないお仕事でございますから、確かに、今後、十分注意して、邁進したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第27 議案第25号 高森地区簡易水道施設省エネルギー事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第27 議案第25号、高森地区簡易水道施設省エネルギー事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第25号で提案いたしました高森地区簡易水道施設

省エネルギー事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、地球温暖化が言われていますが、高森町においても、高森町地域省エネルギービジョンを策定し、二酸化炭素の排出抑制と地球環境問題を配慮としたエネルギーの有効利用解決策の1つとして、今回、高森地区簡易水道事業送水ポンプ場省エネルギー事業を計画させていただきました。平成19年9月の高森町議会定例会において、高森地区簡易水道施設省エネルギー事業、エネルギーサービス料の債務負担行為のご承認をいただき、平成19年11月に3社による見積書を提出いただき、東京都中央区京橋2丁目9番2号、株式会社、ファーストエスコ、代表取締役、斉藤晴彦氏と契約を提携し、現在、工事を実施しています。

この事業は、シェアードセビング方式の提案型で計画しているため、残価積立金方式になっており、平成20年度から積立を行い、年55万4,000円を7年間積み立て、8年目に一括して支払いするため、残価積立金の基金条例を制定するため、提案するものであります。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第28 議案第26号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第28 議案第26号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第26号で提案いたしました高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例は、国の費用徴収基準の改正に伴い改正し、その階層も現在まで町独自に13段階に区分されていたものを、国に順じ、7段階に変更するものでございます。

ただし、この改正案によりましても、国が示しております基準の約2分の1程度ご負担いただくものであり、その差額につきましては、少子化対策の一環として、引き続き、町が負担することといたしております。

慎重にご審議の上、決定いただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） ただいま、話がありました、これは、住民説明はどうされたのか、それから、今後、されていないなら、どういうふうな説明をされるのか。

それから、保護者にどう説明されたのかを、また、それから、少子化対策に逆行しないかと思っておりますけど、その点について、お伺いいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 住民の皆様方すべてに対する説明はまだ行っておりません。ただいま、皆様方に条例を改正を提案をいたしたところでございますので、可決する前に決定したかのごとく説明をするというのは、なかなか難しい問題もございまして。ただし、こういう改正案を持っているというようなことは、入所受付の際に保護者に対してはお話をさせていただいております。すでに、保育所の入所申込を終わっておりますので、そういう手続きは踏んでおりますし、今後は、各園の保護者の皆様方には周知を、可決をいただければ、周知をしていきたいというふうに思っております。

それから、少子化対策に逆行しないかというお話でございますけれども、確かに、非常に少子化が進んでいることは、皆様ご案内のとおりでございますが、それにいたしましても、現在まで、非常に保育料につきましては、国の基準の最大3分の1ぐらいの基準等もございまして。しかし、今回、お願いしておりますのは、ある程度、所得のある方に対しては応分の負担をいただくというような改正案を示しております。したがって、所得のある程度、困窮されているという言い方は失礼かもわかりませんが、所得の低い方につきましては、若干、これで保育料が負担

が下がる家庭もかなり出てまいります。そういうことでバランスを取らせていただいて、所得の多い方につきましては、応分の負担をいただくというような改正案にいたしております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第29 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第29 休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

3月7日から3月12日までは休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月12日までは休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時15分

3 月 1 3 日 (木)

(第 2 日)

平成20年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成20年3月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
2番	森田 勝	高森町政治倫理条例について	平成16年7月1日から施行されている高森町政治倫理条例についてどのように考えているのか。

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	立山 広滋 君	2番	森田 勝 君
3番	田上 更生 君	4番	甲斐 直三 君
5番	甲斐 廣國 君	6番	後藤 和昭 君
7番	甲斐 正一 君	8番	相馬 俊行 君
9番	三森 義高 君	10番	後藤 英範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長	藤本 正一 君	教 育 長	渡 邊 哲 郎 君
総務課長	岩下 健治 君	住民福祉課長	佐伯 秀和 君
税務課長	桐原 一紀 君	産業観光課長	後藤 正三 君
建設課長	瀬井 公吉郎 君	会 計 課 長	佐伯 実範 君
教育委員会事務局長	色見 隆夫 君	総務課長補佐	村上 源喜 君
住民福祉課長補佐	長尾 和博 君	税務課長補佐	後藤 秀希 君
産業観光課長補佐	甲斐 敏文 君	建設課長補佐	後藤 和幸 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤建生君 議会事務局係長 古庄良一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（三森義高君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。

3月に梅の花もちらほら咲き始め、春めいてまいりました。本日は、一般質問、私一人でありまして、町長においては、明確、誠実な答弁をお願いします。

さて、12月の定例会で質問しました政治倫理について、再度、私は質問させていただきます。

12月例会において、町長におかれまして、公正・公平で開かれた行政、町民と一緒に行動することが目指す政治倫理と思っている。町発展のため、全身全霊を尽くすと答弁されました。

私は、公正・公平という答弁に疑問を持ったわけでありまして、この条例について、本当に町長の抵触されていない、それから、自治法142条についても抵触されていないということで、本当に疑問を持ったわけでありまして。

この町の政治条例1条に、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その付託に応えるために、町長、副町長及び町議会議員の政治倫理に関する規律基本を定め、良心に従い、誠実かつ公正に職務を行うべきこと、清浄で民主的な町政発展に寄与するとうたっております。

この前、私が質問しまして、町長におかれましては、12月、高梢の株を持っておられるという答弁でしたが、どのくらいの株で、どのくらいの割合で持っておられるのか、再度、質問いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。答弁席からお願いします。

○町長（藤本正一君） おはようございます。今、2番議員さんのご質問でございます。昨年の12月の定例議会においてもお話がございましたように、いろいろと2番議員さんの心配するところ、また、疑惑の面につきまして、お話をお聞きをいたしたところでございます。

私も申し上げたかと思いますが、平成7年に町議会議員に立候補いたしました。その時、私が感じたのは、平成7年の参加はいたしておりませんが、前、私達の大先輩でございます各議員さんの提出議案ということで、平成7年3月8日に提案がなされ、1回目の高森町議会議員政治倫理条例というのがなされております。その中には、大変、その時の議員さんの方々のお話で、これが必要であろうということで出されたということでございます。また、そして、私が当選をいたしまして、平成9年に、私がちょうど総務副委員長だったかと思っておりますが、これは、なかなか政治倫理案で申しますと、全体会議とか、そういう各委員会に付託されるものではなく、この本会議でとるということでの状況でなっております。

それは、確か、平成9年の第1回目の議会におかれまして、前議員さん達の提出議員のお名前を申し上げますならば、本田国男さん、また杉永竹範さん、佐伯金也さん、佐楯見誓香さん、三森現議長でございます三森義高さん、甲斐正一さんの方々の提案で、平成9年度に高森町議会議員政治倫理条例の改正がなされております。これ、平成7年度の条文を削除したり、また、追加したりと言いますか、それがなされて、ふさわしい町の政治倫理になっただろうと、そのように思っておるところでもございます。

その後、私が平成15年4月の統一選挙におきまして、長として当選をさせていただき、平成16年に今回の高森町政治倫理条例の提出をいたしたところでございます。

今のところはそういう現状で進めておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 自席から失礼します。

私は、今、町長に質問いたしましたのは、株についての割合ということで質問しました。確か、町長も平成16年7月1日の政治倫理条例ではないかと思っております。私の質問に誠実明確な答えをお願いしたいと思っておりますので、もう一度、株について、割合、それから、どのぐらいあるのかを答弁願います。

○議長（三森義高君） 自席からの答弁を許します。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変失礼いたしました。少し流れを、議員の先生方にもお話をしていた方がいいかなと思いましたので、申し上げましたところでございます。

今、2番議員さんのおっしゃいます株の所有ということでございます。つきましては、この前、12月の定例議会でお話をいたしましたように、私は、今、134株持っています。割合が私も何株か聞いておりませんが、私自身が134株を、今日現在、高梢の株を134株持っておるということでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 現在、134株を持っておられるということでございます。株の割合においては、会社の動向を左右するわけですし、持っておられるのに、大変私も疑問に思うわけでございます。この株について、私がどうやこうやというしっかりとした質問は行いませんけど、高梢につきまして、株の重みというのが、株式会社でありますように、本当に、基本的に言いますと、会社におきまして、株というものがあります。その辺において、本当に私は町長が抵触しておられないかということ、私も思っているわけでございまして、本当に株を持っておられるなら、政治倫理についても、抵触するのではないかと考えています。その点について、町長から答弁をお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、株の所有すると、その会社の役職というような、私も取り方をいたしたところでございますが、12月の定例議会にでも森田議員さんにお話をいたしましたように、ご承知のとおり、株というのは毎日、新聞等、また、いろんなメディア等でも大変売り買いをする品物でございます。株を所有することが政治倫理に即触するというとは、ちょっと私自身は理解をいたしておりません。株の所有として、役職に属し、その会社の経営、また、人事権の関与するという問題があるとすればすると思いますが、一企業の一株主にすぎないことである以上は、政治倫理、また、地方自治法に触れるということはないと私自身は思っております。

株の勘違いかもしれませんが、私は、12月の定例議会にも申しましたように、株式会社高森町をつくるぞと、そのような発想のもとにやってきましたし、この2期目もそのようなことで、皆様方に何一つ隠すことなく、公開条例も皆さん方に情報を教えると、徹底した、何一つ拒否もなく、止めることなく、全部、出してやるべきじゃないかということでやっております。

そういう意味では、町民一人一人に株主になっていただくというのが、私の役目でございますから、やはり、株主の社長さんがもしかしたら、損をしたり儲けたり、それを一人一人に教えると、また、するべきであろうというのが、皆さんに通知するのが、私の役目だろうと、そのようなことで、株式会社高森町というような名を打って、町長に立候補したところでございます。

ということは、株主さんは、いつも親方がただ利益だけではなく、本当にプラスが出たり、マイナスが出たりするんじゃないだろうか、そういうことも、逐一すると、そういうことも一つの株主さんの役目でございます、株を持っているから役員で、また、株がないから役員でないというのは、何かちょっと私自身は142条に抵触しておるとは思っておりませんということを申し上げております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 株を持っているけど、抵触はしていないと、町長からの答弁でございます。

それなら、これからちょっと話を変えまして、町長もこの政治倫理には、平成15年の町長時代に携わっておられまして、町長の配偶者である奥さんについて、ちょっとお伺いいたします。よく事務所で奥さんを見るわけでございますが、奥さんについて、事務、それから会計、清算人をされていないのか、質問いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議員さんがおっしゃいました奥さんがということでございますが、なかなか、奥さんのことはプライベートなことで、私は町の長としてのお務めをしておるわけで、奥さんが事務をしよるからどうかというのは、それは生活それぞれ皆さんが違うわけでございますから、そのプライベートについては、お話しできないということでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、プライベートのことについて、話しできないということでございます。確か、4条に、町長及び議員の配偶者及び同居の親族又は二親等以内の血族において、町が発注する公共事業等の請負契約、一般物品の納入契約を辞退し、町民に対し、疑惑の念を抱かせるようなことのないように努めなければならないという4条に規定が載っております。この条例について、町長はどう思われるか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） それは、そこの代表取締役なり、そういう無限責任社員になっ

た方に対してのお話であるのではなかろうかなと思っております。そこに二親等とかうたってあるのも事実でございますけども、この意味は、私自身がそういう家族、奥さんがしているということであるわけですから、するということになれば、それはちょっと違うような、私の取り方はですね、違います。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 町長は、私の配偶者で奥さんが違うということでございますが、4条にうたってある限りは、私は奥さんにおいて、事務会計、清算人をされると見受けると思っております。もう一度、その答弁を詳しくお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） この政治倫理と言いますのは、ここに書いてございますように、2番議員さんのお話は全くここに書いてあるそのとおりかと思いますが、私が思うには、これは、二親等にあってからという意味は、その代表者、会社の代表と、1つのそういううたい方であろうかなと、そのように私は理解をいたしております。

その間の142条の長の兼業禁止とか、議員さんの兼業禁止とか、そういう中にうたい文句は来てございますが、その要項の法律、地方自治法でございますけども、無限責任社員、取締役とか、執行等の役員にはなってははいけませんよというのが、142条であろうかと、そのように思っておるところでございます。

奥さんが事務をしよるからというのは、ちょっと私の考えとは、これは違うということでございます。私は、そのような理解はいたしておりませんということです。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 私は、この前も町長に質問いたしましたが、自治法の142条を説いているわけではありません。町の政治倫理条例を質問しているわけでありまして、私は、何も町長を攻めているわけではありませんし、住民からの不服申し立てがあっているということは、町長が12月の例会で答弁申されたとおりに、公正・公平で開かれたまちづくりを目指していっておられると言われましたけど、それが、できていないので、申し立てがあっているのではないかと思っておりますが、その点について、どう思いますか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんおっしゃいましたように、1つの町長さんの配偶者及び同居家族又は二親等以内の血族において、町が発注する工事等について

は、町民の疑惑を抱かないように、そういうことがないようにという戒めのちゃんとした条例ができてございます。以前にも、そういう質問は、確かに何回も受けたのも事実でございます。私も町会議員になって以来、1つの今までは私の若い頃からの会社組織としては、藤本組というのを経営をしてみいました。平成7年から実際、そういうものタッチをしておらないことと、そして、2回議員を務めさせていただきまして、今、町の長として、務めをさせていただいているところでもございます。

やはり、私も先ほど申しましたように、地方自治法142条に抵触するということであれば、そういう疑惑があるとすれば、私自身は、大変残念に思っておるところでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 先ほどから町長も自治法の142条のことを申されますが、私は、先ほどから何遍も言いますように、町の政治倫理条例についての質問をいたしているわけございまして、町長は、今、答弁におかれまして、配偶者においても、何ら関係がないと、私は答弁を受けたわけでございます。それならば、奥さんはパートか何かをされているのかと、私も疑問に思うわけございまして、その点について、もう少し詳しくお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど申しましたように、142条というのがございまして、それを1つの基本として、私どもの高森町政治倫理条例はできあがっているところでございます。もちろん、私が言うまでもなく、憲法、そして法律、そのようになっております。また、その法律の下に条例というのが、私どもがいかにか戒めるかということだろうと思います。大変、条例の中にも、いろんな難しい、難しいと言いますか、なかなか人を語る、道徳、モラル、マナーの1つかと思います。なかなかその倫理というのが難しい部分ございまして、その倫理を守るために、倫理を1つの基本として政治を扱う者として、国の法律で届かない部分を各町村の私を含めて議員の先生方が、その条例というのを作成していくわけでございます。条例は、決して法律を乗り越していくようなものではございませんで、ただ、今回は、憲法、法律、条例、そして、この条例の中に倫理と、大変、この倫理というのは、絵に描いて見せるものでもありませんし、大変、人の教え、世の中の習い、モラルということですから、これ、本当に、私を含めて、一つ一つ、そういう気持ちで立ち会って、また、その思いでいかんことには、倫理というものは、大変言葉がむずか

しゅうございますし、また、範囲が広うございます。また、人間の気持ちとしては、倫理というのは、大変全体的な、集団的なそういうものになるということも一つの言葉上は難しい部分があるだろうなと思っております。

うちの嫁さんがパート何かと言いますけども、これは、このことで生活をする以上は、やむを得ないと、それを言いますならば、何事も、プライベートなことですから、なかなか私のはっきりは申し上げられませんが、私自身はそのように考えております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 町長はじめ議員がつくったものであると、今、町長が申されました。2条に、町民全体の利益の実現を目的として行動することとか、それから、2条の2に地方自治の本旨に則り、本来の責任を全うすることと書いてあります。5番に、政治倫理に反する政治的、道義的批判を受けた時は、自ら真摯かつ誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにするということが載っております。町長が今現在、答弁されましたことにつきまして、何も答弁がなされないという、私はそう思っています。この条例が、16年4月1日につくり、執行されているわけですが、町長が1期目の時に審議され、つくられた条例だと思っております。

今のような答弁では、何のためにつくられた条例なのか、私にはびっと来ませんそのことについて、もう少し詳しくお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、議員のお話でございますが、平成16年4月1日の日に私の方から議員の方々をお願いをし、高森町議会議員政治倫理条例を議会の方々の立場で、一緒にお話をして、そしてまた、政治に対する町民の不信感解消と、町民の信託に応えるために、地方自治法、公職選挙法を本旨とし、再確認をしながら、政治倫理の確立を図るというもので出してございました。

不肖私も平成15年4月に町長に立候補いたし、皆様のご協力のもとにご支援をいただいております。また、当選をさせていただきました。ご案内のように、議会、また、議会提出議案として、高森町議会議員政治倫理条例がありまして、私もそれを率先し、政治倫理の確保を図るべきだと考え、その1年後に、平成16年2月定例議会におきまして、現在の高森町政治倫理条例を提案をいたしたところでもございます。

議会議員のみならず、私を含めまして、助役さん、前助役さん、現在は副町長でございますが、収入役さん、当時におきましても、当然、政治倫理に関する規律の

基本となる事項を定めることによって、清浄で民主的な町政の発展に寄与するというのが、その理由でございました。議員の皆様方にもご相談の上、同定例議会におきまして、原案可決をいたしたところでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長も答弁をされましたが、何ら私においては、答弁になっていないじゃないかと思っております。再度、質問いたします。

町長の配偶者である奥さんにつきまして、事務会計、精算をされていないのか、それを明確にお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） はい、先ほどからも申しますように、何の仕事をしよるかは、私はわかりませんが、手伝っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 手伝っておるといってございませぬ。先ほど、私は、第4条を読み上げましたが、配偶者及び同居の親族という、ここに載っております、しておるといふことは、町が発注する公共事業等の請負契約についても、係わっているということに、私は関係するわけでございますが、その点について、町長に関してはどうですか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私は、全体的なものをいつも頭に入れているわけではございませぬけれども、確かに、そのように書いてございませぬ。これは、申しますように、その無限の責任者、そうなるかならないかという政治倫理ではなからうかなと、私はそのように思っております。無限責任者、社員、取締役、また、執行役、もしくは、監査役、それらに準ずる支配人及び清算人になることはできないと、これは私に対して、私自身に対しての一つの、これは第142条は、私に対しての戒めの、全体的な戒めであろうと、私はそのように思っております。

家族が手伝ってはいかんというのは、ちょっと私もそこまでは深くと申しますか、そこまで踏み込んでくれば、やはり、全体的な生活からいろんな方々の私、長ならず、そういう一つ一つに立ってくれば、法律の解釈ですから、ちょっと素人ですからよくわかりませぬけれども、そのあたりの解釈はちょっと私も今のところいたしてございませぬ。

今の現状は、今申しましたように、何度も申しますが、何らそういうことに142条に抵触することなく、長として精一杯努めておりますということだけは申し上

げたいと思います。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 現在、また、町長も答弁の中で何ら4条に反していないという
ような答弁でございますけど、それなら、第3条の1に、町民全体の代表者とし
て、その品位と名誉を損なうような一節の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑
惑を持たれる恐れのある行為をしないこととうたっております。これにつきまして
は、私は、町長の配偶者になる奥さんが抵触されているのではないかと考えていま
すが、その件につきましてお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今の第3条でございましたですね、私は、町民全体の代表者とし
て、その品位と名誉を損なうことがないようにこれを慎み、その職務に関し不正
の疑惑を持たれることのないようにと、そういうことは一切ございません。

○議長（三森義高君） 町長、今一度、答弁の方をお願いします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今の第3条に、その地位と名誉を損なうような一切の行為を慎
み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれることのある行為はないか、私はそうい
うことはしたことはございません。町の長として、皆さん方の品位を保つために、
町の名誉を傷つけるようなことだけは、先輩諸君の方々からおられますから、そう
いうことはしないと思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長も私の質問したのを読み直されたわけではございま
す、これについて、何も疑惑を持たれるような行為をしていないということござ
います。

ですなら、先ほど、配偶者である奥さんについて、手伝っておるということござ
います。4条の最後の方に、疑惑の念を抱かせるようなことのないように努めな
ければならないという条例が載っております、町長については、この疑惑の念を
抱かせるようなことのないように努めなければならないということが載っていま
す。これが、私は町民の皆様の不服申し立てのあっている事実じゃないかと思っ
ているわけですが、その点につきまして、答弁をお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変疑惑と言われてもですね、町民の方々がいよりも、いよ
りまると言われても、私もたった今、1年前に町長に選ばれたばかりでございま
して、その疑惑をどういう疑惑かと教えていただかんことには、私自身は、町を預か

る者として、そういう疑惑を抱かせない、また、それを根絶するというのが、私の役目であろうと、大変申し訳ございませんが、今、7,500人弱の町民の方がおられますから、なかなか7,500人の皆様方のご意見に沿うというのは、確かに難しゅうございますが、できる限りじゃなく、やっぱり一人一人に町の愛情を持って接すると、それは、私の心構えでございますし、私の心情でございます。

やはり、人に嫌な気持ちを与えたり、人のモラルやいろんなことについて、ついたり、それは、モラルをつく人はいいです。また、そのモラルをつく人は、やはりモラルを守っていただく、お互い、そういうことが人間関係、こうやってやるのが1つのいじめにつながったり、ちょっとしたことがいじめにつながったり、私はそれが一番、子どもが守っていくべきことだろうということで、私は町民の方々全体にまんべんなく、それも公正・公平で接しているつもりでございます。

それから先、公正でないと言われれば、それは疑惑を念を抱かれたということで、私の不徳の致すところでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） この問題は、町長も疑惑は町民に抱かせるようなことはない、私もそういうふうに、今のとりました。

続きまして、話はまたちょっと変わりますが、親族では、長男さんにおいて、町が発注する公共事業に入札に少なくとも係わっておられないかを、また聞きたいと思えます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 当然、会社というのは社長がございまして、いつもかつもこういう町の大きな組織的な大きな会社であればまた別でしょうけども、こういう地域でございます。また、それだけの仕事もございません。また、それだけの会社会的なものもございません。それは、きっと社長の交代というものだろうかと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 社長の交代と、今最後に申されましたが、この親族におきましても、先ほど配偶者と一緒の規約がうたっております。これが、私は本当に町長が、私は疑惑の念を抱いているようなはしていないと申されますけど、何のために、この条例を町長時代つくられたかと、私は本当に、これが不思議でならないわけです。本当のことを町長も答弁してもらわなくては、私は何のために、この4条、町の条例ができたかというのが、質問をいたしましても、また、これは継続審

議にしていかなんような答えでございますので、その点についても、詳しくお願い
します。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど申しましたように、平成16年7月に、先ほど申しまし
たとおりに、私自ら提出をし、議員の方々の許可を得、議会を通ったところでござ
います。何のため、これは守るために、私は通してあると、そのように思っており
ますし、私自身は、先ほど、何回も申しますが、そのことには触れたつもりもござ
いませんし、また、正直申しまして、今の町の行財政改革から、正直申しまして、
そういうところまでの私自身がこもろございまして、余裕がないというのが、情け
ない気持ちです。

何のためと言え、当然、町民の方々、また地域を守るために、こういうことを
やって、条例に出したということでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） これは、先ほどから質問のやり取りをしていますけど、何ら解
決の糸口はないわけでございます。

再度、町長にお伺いいたします。町民に対して、疑惑の念を抱かせるようなこと
はないと、先ほどから申されています。私は、配偶者及び親族等については、この
第4条に触れているという気持ちを持っているわけですし、本当に町民の皆様は今
のような答弁では、説明ができないと思っておりますが、その点につきましても、も
う少し鮮明なる答えをお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 昨年の12月の一般質問を受けましたが、全くその時に申しま
したように、今回もそういうことに抵触することなく、町民の福祉行政財政のため
に、日夜努力いたしているところでございます。そのことに何度お聞きになられて
も、自分の気持ちを変えると、そのために、町の長として、町民の皆様から負託を
受けてやってきたばかりでございます。決して、町民の方々からそういう疑惑を抱
かれるということであれば、私自身は、先ほど申しましたように、大変残念に思っ
ております。こういう機会でご注意を受けたわけですから、これからもこれ以上疑
惑を抱かぬように、これからも努力してまいりたいと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） この問題につきましても、私が先ほどから第4条について、町長
におかれまして、答弁をお願いしているわけでございますけど、何ら解決のないよ

うな返答ばかりでございまして、この質問は私もハチじゃないですけど、ちくちくと質問を、今後また、させていってもらいたいと思います。町長におかれまして、本当に町の人のために、疑惑がないような、倫理をつくられております。本当にその倫理が守られているなら、こういう住民からの不服申し立てもないと思っております。そのことを念頭におかれまして、本当に今後のまちづくりのために、私も精一杯やるつもりでございまして、町長の方もその信念を損なわないように、町民の皆様に期待を持たせるようなまちづくりを心がけてもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会をします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前10時45分

3 月 1 4 日 (金)

(第 3 日)

平成20年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成20年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 意見案第1号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池
恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書について
- 日程第2 意見案第2号 道路整備財源の確保に関する意見書について
- 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第4 特別委員長報告について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番 | 森田勝君 |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番 | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番 | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番 | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

- | | | | |
|-----------|--------|---------|-------|
| 町 長 | 藤本正一君 | 教 育 長 | 渡邊哲郎君 |
| 総務課長 | 岩下健治君 | 住民福祉課長 | 佐伯秀和君 |
| 税務課長 | 桐原一紀君 | 産業観光課長 | 後藤正三君 |
| 建設課長 | 瀬井公吉郎君 | 会 計 課 長 | 佐伯実範君 |
| 教育委員会事務局長 | 色見隆夫君 | 総務課長補佐 | 村上源喜君 |
| 住民福祉課長補佐 | 長尾和博君 | 税務課長補佐 | 後藤秀希君 |
| 産業観光課長補佐 | 甲斐敏文君 | 建設課長補佐 | 後藤和幸君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古 澤 建 生 君 議会事務局係長 古 庄 良 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第1号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書について

○議長（三森義高君） 日程第1 意見案第1号、ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、7番 甲斐正一君。

○7番（甲斐正一君） おはようございます。7番 甲斐です。

提出者を代表いたしまして、ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書について、趣旨説明を行います。

2001年5月の熊本判決で、約90年間にわたって続けられた日本のハンセン病隔離政策の違憲性、違法性が明らかにされ、これを受けて設置された厚生労働大臣を座長とするハンセン病問題対策協議会においては、ハンセン病療養所入所者に対して、終生の在園を保障するとともに、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう、最大限努めることが確認されています。

しかし、急速に入所者の高齢化、及び減少が進む中、療養所生活の寂寥感は募り、また、療養所の医療機能も低下しつつあります。

このような状況を打開し、入所者が安心して幸せに生活できるよう療養所を保障するためには、療養所における医療・福祉をより充実させるとともに、ハンセン病療養所を充実した医療・介護施設として広く地域に開放することが必要です。

ところが、ハンセン病療養所の現在の存立根拠となっているらい予防法の廃止に関する法律は、療養所の役割を入所者に対する療養の提供に限定しています。開かれた療養所の将来をつくり、入所者に終生の在園を保障するためには、国の法的責任を踏まえた新しいハンセン病基本法の制定がどうしても必要です。

このようなことから、ハンセン病問題の真の解決が図られるよう、強く要請し、趣旨説明といたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 意見案第2号 道路整備財源の確保に関する意見書について

○議長（三森義高君） 日程第2 意見案第2号、道路整備財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。2番 森田です。

提出者を代表いたしまして、道路整備財源の確保に関する意見書について、趣旨説明を行います。

道路は、国民生活や経済社会活動を支える最も基礎的なインフラであります。本町の道路整備は遅れており、その整備は町民が長年にわたり熱望しているところであります。高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり、都市づくり

を推進し、地域間格差を是正するとともに、地球規模の環境問題に対処し、安全で安心できる町民生活の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっています。これまで、道路特定財源は、救急かつ計画的に道路整備を進めるための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところであります。

しかし、道路特定財源の暫定税率が廃止されれば、町民が熱望しているこれらの道路整備が停滞するだけでなく、既存道路の適正な維持管理もできなくなることが明白であり、決して許されるものではありません。

本町では、特に、道路網の骨格をなす国道325号線、265号線、主要中央道の竹田～五ヶ瀬線、熊本～高森線をはじめとし、一般県道の津留～柳線などの着実な整備促進が必要であります。

このようなことから、引き続き、道路整備の推進が図れるよう強く要請し、趣旨説明といたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第2号、道路整備財源の確保に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

議案第2号 町道の路線の認定について

○議長（三森義高君） 議案第2号、町道の路線の認定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第2号、町道の路線の認定については、3月12日午後2時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐、及び岩田土木係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第3号 高森町後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長（三森義高君） 議案第3号、高森町後期高齢者医療に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第3号、高森町後期高齢者医療に関する条例の制定については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とするこ

とに決しました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、高森町後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第5号 高森町納税組合奨励に関する条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 議案第5号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第5号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部改正については、3月7日午前10時から、第3・4委員会室において、税務課より後藤課長補佐、及び岩下固定資産税係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第6号 高森町朋遊館条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第6号、高森町朋遊館条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第6号、高森町朋遊館条例の一部改正については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び安方住民係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、高森町朋遊館

条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第7号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 議案第7号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第7号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、3月12日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、課長補佐、及び商工観光係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第8号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 議案第8号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第8号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、3月12日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐、及び荒牧農林振興係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第9号 平成19年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第9号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第9号、平成19年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月7日午前10時から、第3・4委員会室において、税務課より後藤課長補佐、岩下固定資産税係長、及び甲斐地籍調査係長に、また、同じく午前11時25分から、会計課より佐伯課長、及び橋本係長、さらには、議会事務局より古澤局長、及び古庄係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いた

しました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、総務課関係予算につきましては、3月7日午後1時から、岩下総務課長、村上課長補佐、岩下財政係長、及び廣木企画係長、甲斐財産管理係長に出席を求め、慎重に審議した結果、債務負担行為の追加事項については、再度、慎重なる審査が必要との観点から、3月11日午後2時から、岩下課長、村上課長補佐、及び沼田総務係長に出席を求め、慎重に審議いたしました。その結果、職員の不服申し立てに関する解決策として、双方による和解に向けた協議の開催を図るとともに、議会の斡旋により、早期解決を行うことを確認いたしました。このことによりまして、弁護士費用等を含む債務負担行為事項を予算書から削除する修正案が提出されました。慎重に審議しました結果、修正案については、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

なお、修正部分を除く部分につきましては、原案のとおり、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第9号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

また、同じく午後3時5分から、第3・4委員会室において、教育委員会より渡邊教育長、色見局長、及び東社会教育係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第9号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、3月12日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

また、同じく午後2時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、

後藤課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 総務常任委員長の報告は修正です。

これから、各委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

まず、総務常任委員長報告の修正案について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、総務常任委員長報告の修正案について、採決をいたします。

お諮りします。

総務常任委員長報告の修正案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、修正議決されました修正案につきましては、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

修正議決した部分を除く原案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く原案については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第10号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第10号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第10号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第11号 平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第11号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算

については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第11号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第12号 平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第12号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第12号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び佐伯介護保険係長に出席を

求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。
お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第13号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第13号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、3月12日午後2時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐、及び岩下水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第14号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第14号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、3月12日午後2時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐、及び岩下水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第15号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第15号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、3月7日午後1時から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐、及び廣木係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第16号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第16号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、3月7日午後1時から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、及び村上課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受けました。慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 平成20年度高森町一般会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第17号、平成20年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第17号、平成20年度高森町一般会計予

算については、3月7日午前10時から、第3・4委員会室において、税務課より後藤課長補佐、岩下固定資産税係長、及び甲斐地籍調査係長に、同じく午前11時25分から、会計課より佐伯課長、及び橋本係長、さらに、議会事務局より古澤局長、及び古庄係長に出席を求め、また、同じく午後1時から、総務課より岩下課長、村上課長補佐、岩下財政係長、及び廣木企画係長、それから、甲斐財産管理係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号、平成20年度高森町一般会計予算については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議し、全委員異議なく可とすることにいたしました。

また、同じく午後3時から、同じ委員会室において、教育委員会より渡邊教育長、色見事務局長、及び東社会教育係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、同じく全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第17号、平成20年度高森町一般会計予算については、3月12日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐、及び各係長の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

また、同じく午後2時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、平成20年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第18号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第18号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計予算については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 平成20年度高森町老人保健特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 議案第19号、平成20年度高森町老人保健特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号、平成20年度高森町老人保健特別会計予算については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成20年度高森町老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第20号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成20年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第21号、平成20年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第21号、平成20年度高森町介護保

険特別会計予算については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び佐伯介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

なお、平成19年第3回及び第4回定例会一般質問で指摘されておりました介護保険事業者の不適切な請求に対する県や町の対処について、厳しい意見が交わされ、今後の対応については、熊本県の指導を仰ぎながら、保険者である各市町村が連携し、法に基づいた事務処理を合同で実施していくことを確認いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成20年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成20年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第22号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第22号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、3月12日午後2時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐、及び岩下水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全

委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第23号 平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 議案第23号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第23号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、3月12日午後2時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐、及び岩下水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第24号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第24号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、3月7日午後1時から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐、及び廣木係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 高森地区簡易水道施設省エネルギー事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

- 議長（三森義高君） 議案第25号、高森地区簡易水道施設省エネルギー事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。
- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第25号、高森地区簡易水道施設省エネルギー事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、3月12日午後2時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐、及び岩下水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、高森地区簡易水道施設省エネルギー事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第26号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正については、3月10日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び白石福祉係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第4 特別委員長報告についてを議題といたします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、昨日3月13日に開催をいたしました。3月議会の広報

発行については、内容やスケジュール等について、協議を行いました。今回は、平成20年度の一般会計予算を中心とした主な事業を取り上げ、住民の皆様にわかりやすくお知らせする予定でございます。

4月中旬に編成を終えまして、5月13日頃発行を目標としたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いをいたしまして、報告いたします。

○議長（三森義高君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（三森義高君） 日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、本日の日程は全部終了しました。

私から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

6日から本日まで9日間の日程で、補正並びに20年度の当初予算ということで上程されました各議案について、大変な審議をなされ、本日、決定したところでございます。これに予算等に携われました、特に、職員の皆さん方におかれましては、大変厳しい予算の中で、最大限の活力を見出し、予算化をされました熱意に対し、感謝を申し上げるところでございます。この当初予算が本年1年すばらしいものに執行されますように、ご期待を申し上げ、あいさつにかえたいと思います。

会議を閉じます。

平成20年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成20年第1回定例会

平成20年3月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111